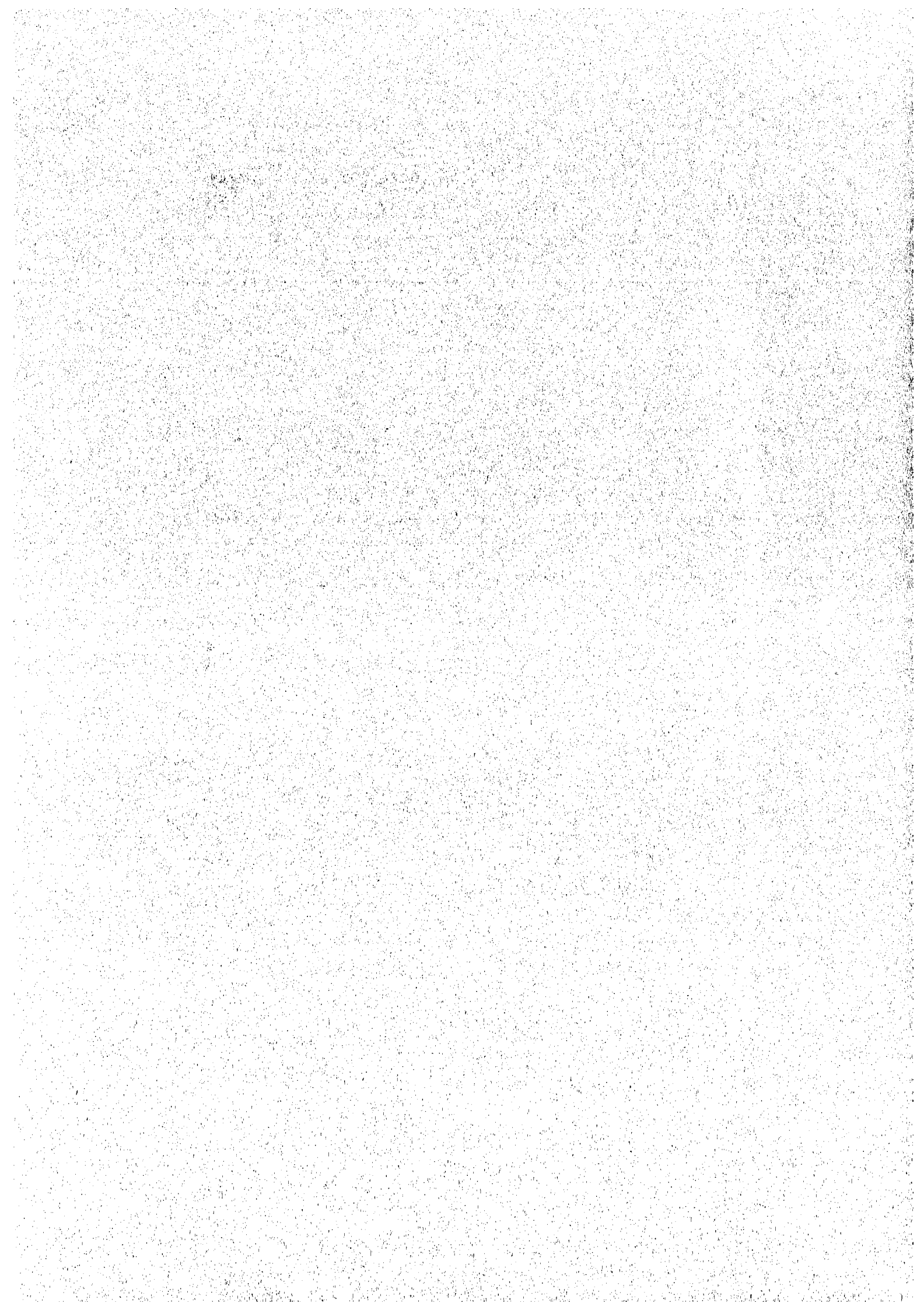
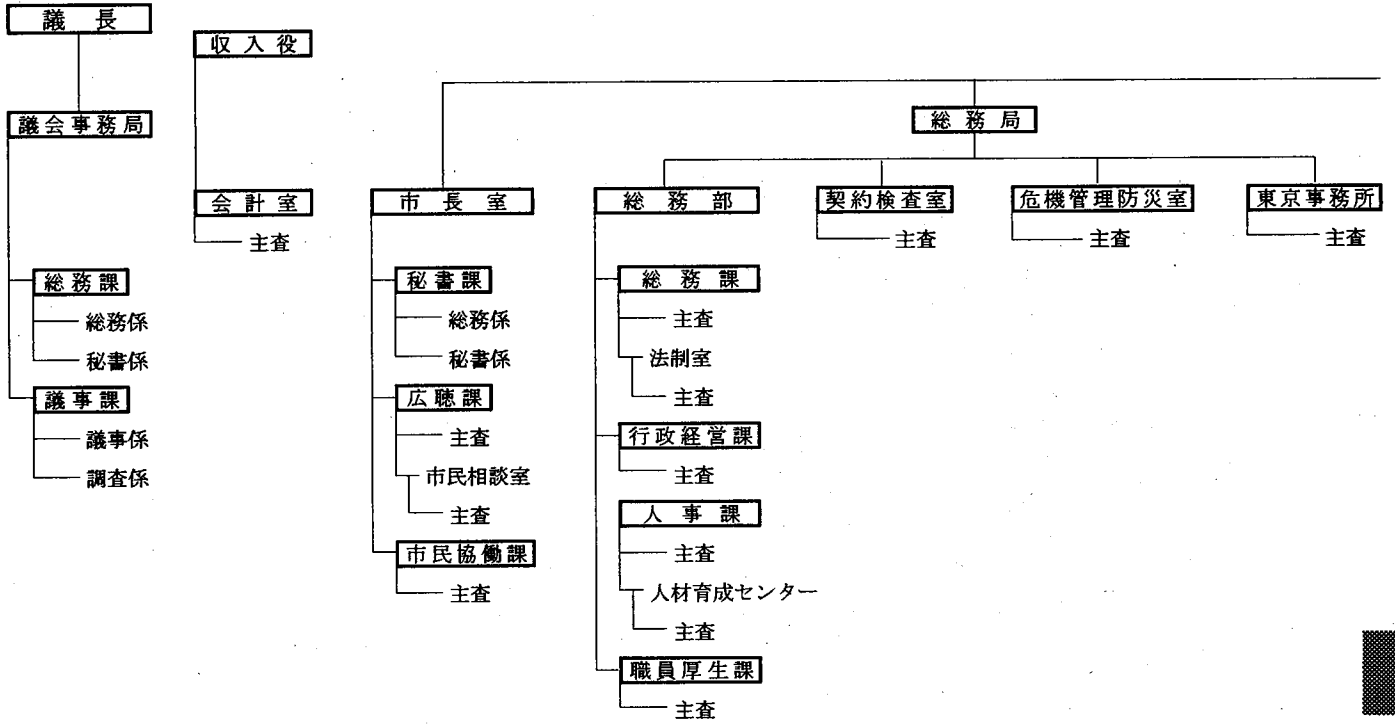


総務

1	熊本市機構図	23
2	歴代市長	31
3	名誉市民	32
4	広聴	34
5	市民協働	37
6	情報公開・個人情報保護	38
7	行政改革	41
8	職員数	42
9	給与	42
10	職員研修	45
11	契約	48
12	危機管理防災	49
13	まちづくり戦略計画	51
14	広報	54
15	統計	56
16	情報化推進	58
17	財政	64
18	土地開発基金	69
19	市庁舎概要	69
20	市税	75
21	選挙	78
22	人事委員会	82



1 熊本市機構図 (平成18年4月1日現在)



総務

市長

副市長

企画財政局

企画広報部

企画課

主査

広報課

主査

統計課

主査

広域行政推進室

情報政策室

主査

財務部

財政課

主査

管財課

主査

車両管理課

主査

税務部

主査

主税課

管理係

税制係

納税推進係

諸税係

軽自動車税係

北部出張所

主査

河内出張所

主査

飽田出張所

主査

天明出張所

主査

市民税課

管理係

市民税第一係

市民税第二係

市民税第三係

法人係

資産税課

賦課係

土地第一係

土地第二係

土地第三係

家屋第一係

家屋第二係

家屋第三係

償却資産係

納税課

収納管理係

納税第一係

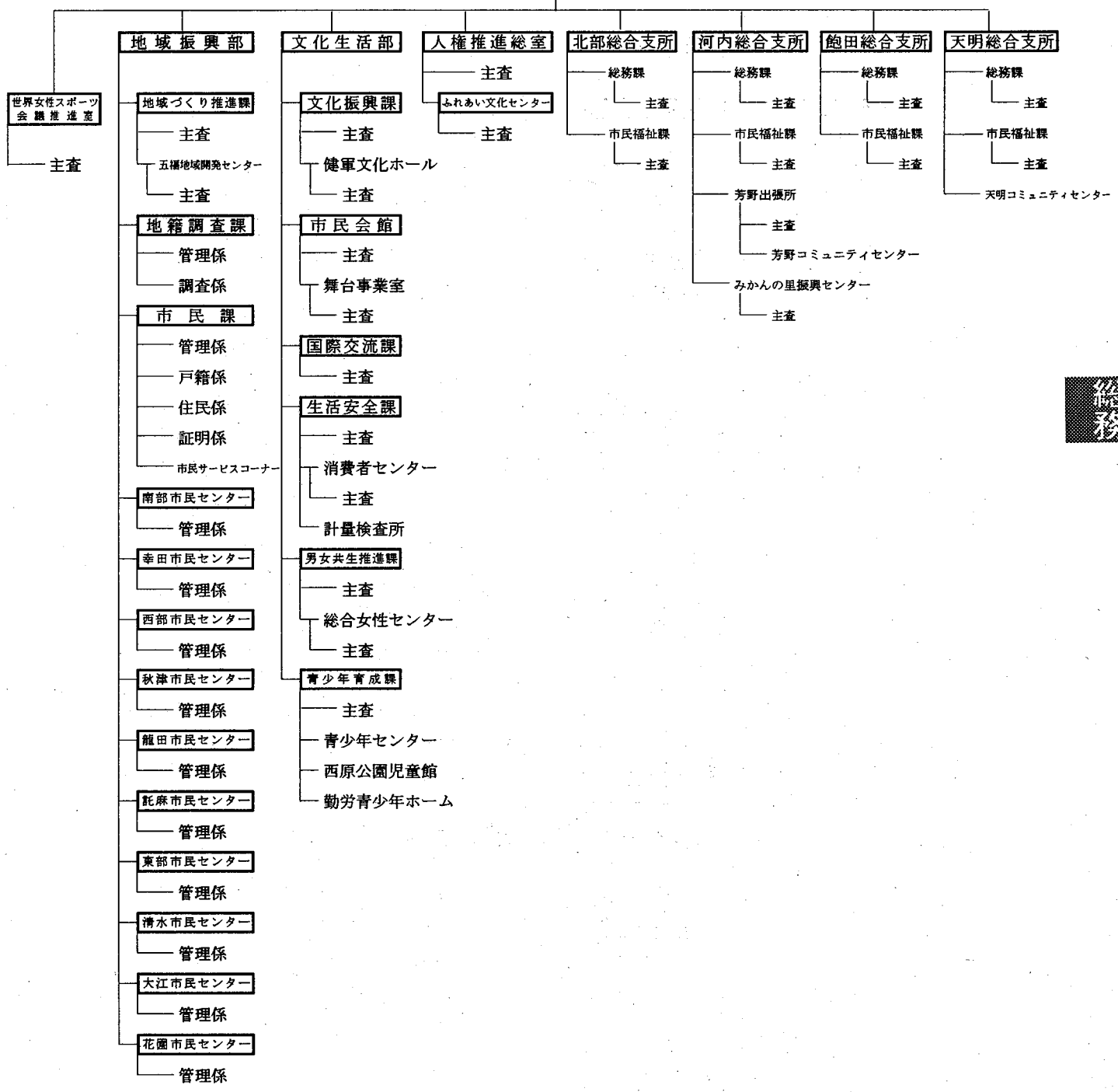
納税第二係

納税第三係

納税第四係

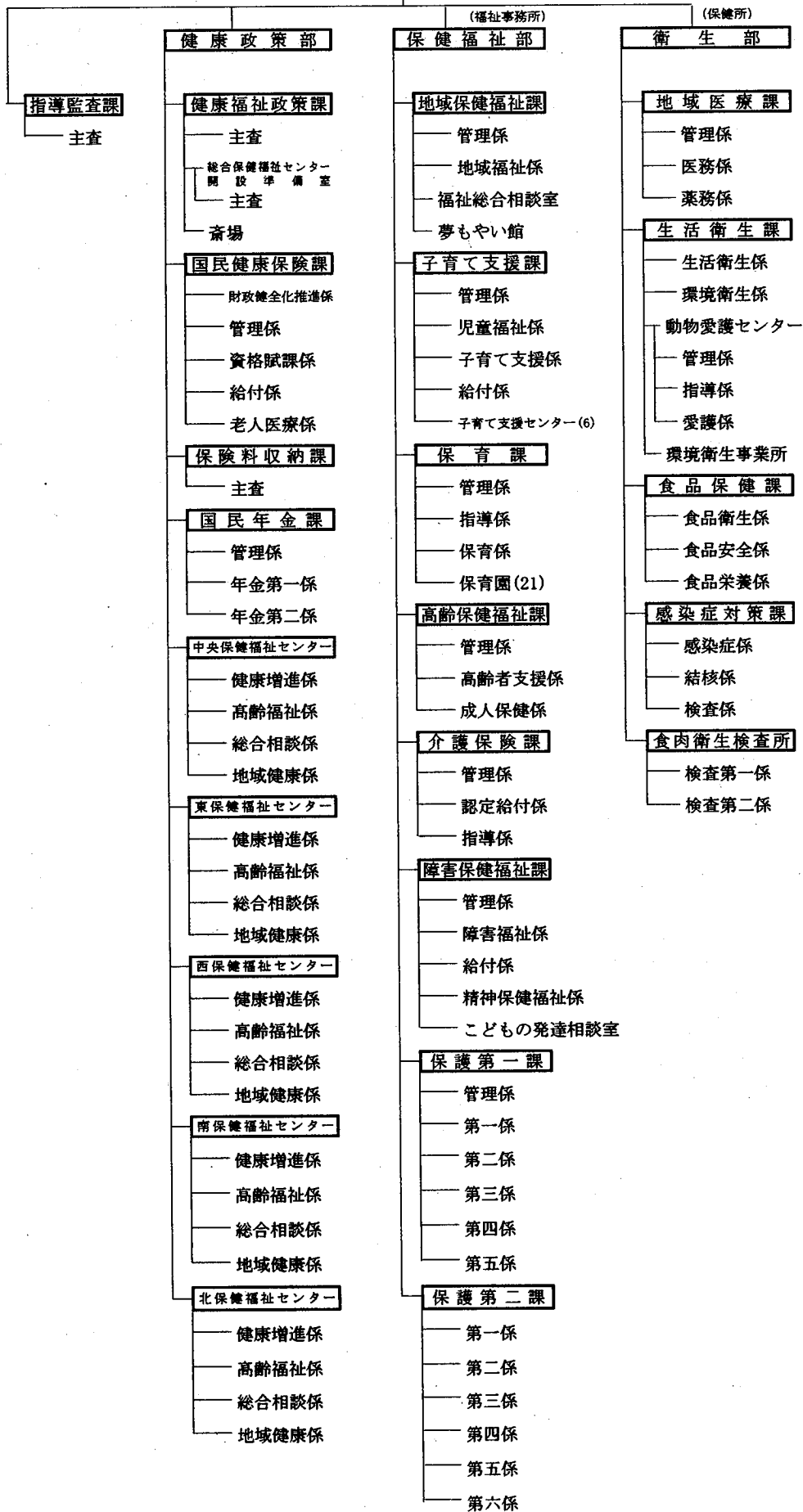
高額滞納整理係

市民生活局



総務

健康福祉局



環境保全局

経済振興局

環境保全部

環境企画課

主査

緑保全課

管理係
保全係
推進係

水保全課

啓発係
水質保全係
水量保全係
かん養林係

環境事業部

廃棄物計画課

管理係
計画係
施設係
扇田環境センター
蓮台寺クリーンセンター
大型ごみ受付センター

廃棄物指導課

家庭廃棄物係
事業廃棄物係
リサイクル係
リサイクル情報プラザ

浄化対策課

管理係
指導係
秋津浄化センター
管理係

北部クリーンセンター

啓発推進係
作業係

西部クリーンセンター

啓発推進係
作業係

東部クリーンセンター

啓発推進係
作業係

東部環境工場

管理係
技術係
運転係

西部環境工場

管理係
技術係
運転係

環境総合研究所

主査

商工振興部

産業政策課

主査

商業労政課

商業振興係
雇用福祉係

経営支援課

経営支援係
金融支援係

産業文化会館

管理係

観光振興部

観光政策課

主査

築城四〇〇年記念事業室

主査

熊本城総合事務所

主査

整備振興室

主査

動植物園

企画教育係
管理係
施設第一係
施設第二係
飼育第一係
飼育第二係

競輪事務所

主査

農林水産振興部

農政企画課

管理係
企画係

農業経営課

経営指導係
地域振興係

生産流通課

農畜産係
園芸係
流通係

耕地課

管理係
施設係
計画指導係
工事第一係
工事第二係

水産振興課

指導係
漁港係

食肉センター

管理係
業務係

北部出張所

主査

河内出張所

主査

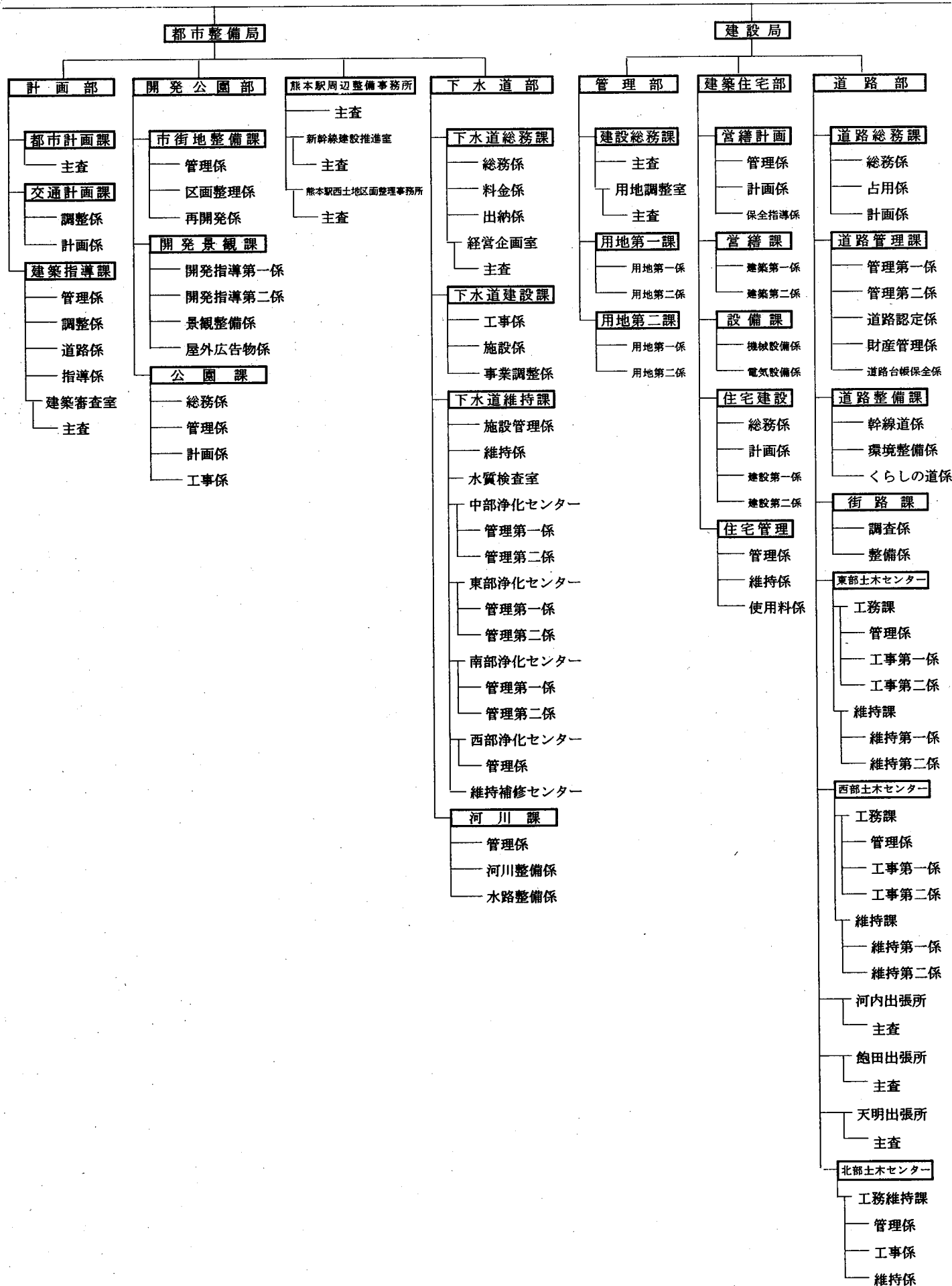
飽田出張所

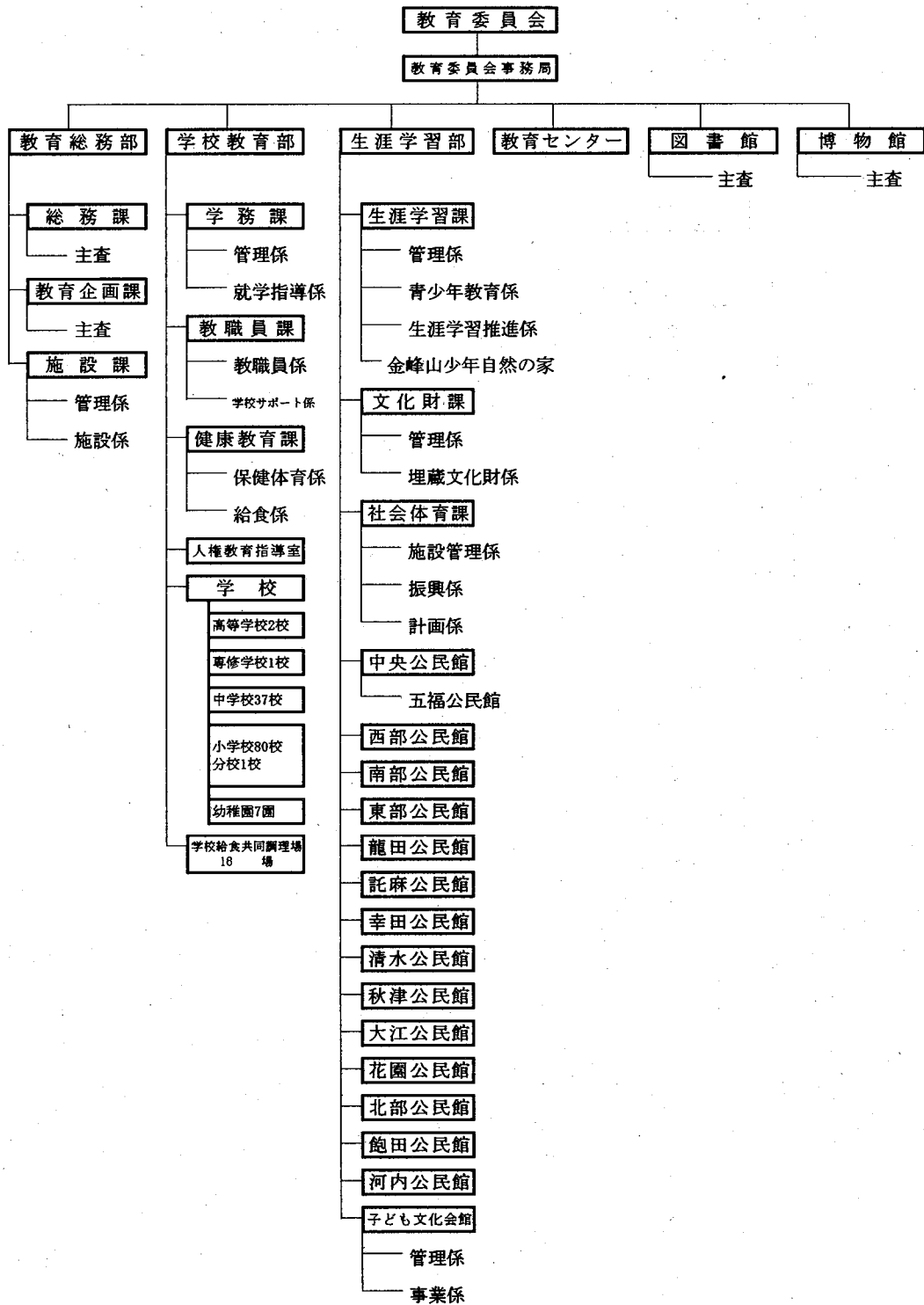
主査

天明出張所

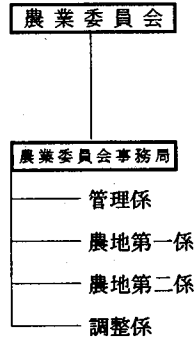
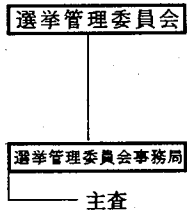
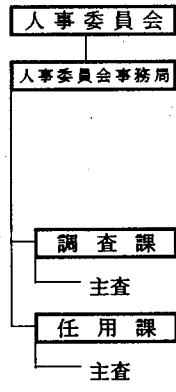
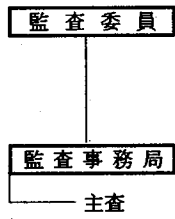
主査

総務





総務



固定資産評価
審査委員会

2 歴代市長(秘書課)

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松崎為己	26. 9.15	30. 8. 2
3	辛島格	30. 9.13	大 2. 1.20
4	山田珠一	大 2. 4. 2	3.10.10
5	依田昌兮	4. 1.14	6. 9. 3
6	佐柳藤太	6.11.20	10.11.19
7	高橋守雄	11. 1.19	14. 7.13
8	辛島知己	14. 9.14	昭 4. 7. 4
9	山田珠一	昭 5. 2. 5	9. 4.17
10	山隈康	9. 5.14	17. 5.13
11	平野龍起	17. 6.25	20. 8.10
12	石坂繁	20.10. 4	21. 3.11
13・14	福田虎亀	21. 6.14	23. 2. 9
15	佐藤真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林田正治	27. 3.20	31. 2.23
17・18	坂口主税	31. 3.16	38. 1. 4
19・20	石坂繁	38. 2.15	45.11.26
21~24	星子敏雄	45.12.20	61.12. 6
25・26	田尻靖幹	61.12. 7	平 6.12. 6
27・28	三角保之	平 6.12. 7	14.12. 2
29	幸山政史	14.12. 3	在任中



3 名 誉 市 民 (秘 書 課)

(平18. 8. 1現在)

徳富猪一郎 (蘇峰) 氏 (昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去 (94歳)

高橋守雄氏 (昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂 (二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他) 熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去 (74歳)

細川護立氏 (昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去 (87歳)

福田令寿氏 (昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去 (100歳)

宇野哲人氏 (昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去 (98歳)

かたやまくまじ なんふう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう せざん
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむら はまこ ていじょ
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）



4 広 聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成17年度から「市民の声データベースシステム」を稼働し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

(1) 広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

開催実績 (平成17年度)

開催数	7
参加グループ数	18
参加者数	46

イ おでかけトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）地域に出向き、市政運営について語り、理解を深めるとともに、直接地域の市民と意見交換を行う。

開催実績 (平成17年度)

地 域	東部	花園	天明	龍田	北部	五福	秋津	南部	河内	大江	計
参加者数 (人)	63	56	43	84	73	30	37	30	46	34	496
意見交換件数	13	9	8	10	10	9	12	8	6	9	94

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績 (平成17年度)

開催数	7
参加グループ数	7
参加者数	113

エ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

年度	16	17
件数 (件)	373	341

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

年度	16	17
件数 (件)	765	666

カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
16	住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例 (素案)	13 件 (6 人)
	「熊本市地域経済活性化プログラム」概要 (素案)	13 件 (8 人)
	(仮称) 熊本自治基本条例 (素案)	701 件 (164 人)
	熊本市次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」計画 (素案)	56 件 (17 人)
	熊本市地域福祉計画 (素案)	28 件 (12 人)
	熊本市安全安心まちづくり基本方針・推進計画 (素案)	24 件 (12 人)
	熊本市緑の基本計画 (素案)	4 件 (3 人)
17	熊本市下水道事業「中・長期経営計画」(素案)	26 件 (15 人)
	「熊本市子ども読書活動推進計画」(素案)	10 件 (2 人)
	「家庭ごみ有料化」(素案)	222 件 (99 人)
	「さらなる財政健全化の方針」(素案)	22 件 (4 人)
	平成 18 年度～平成 20 年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「くまもと・はつらっプラン」(素案)	14 件 (6 人)
	家庭ごみ有料化等に関連する条例 (素案)	196 件 (68 人)
	熊本市歯科保健基本計画 (素案)	18 件 (4 人)
	「第 2 次熊本市環境総合計画見直し」(素案)	12 件 (1 人)
犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例案要綱	15 件 (12 人)	



(2) 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数(上段:年度 下段:件数)				
				13	14	15	16	17
一般相談	月～金 8:30～17:15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	4,834	5,700	7,554	9,383	7,346

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数(上段:年度 下段:件数)				
				13	14	15	16	17
税務相談	月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	154	163	148	166	153
人権相談	火 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	90	104	181	176	80
相続・登記相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	567	671	754	632	589
法律相談	月・水・金及び第4火 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,162	1,232	1,234	1,216	1,205
サラ金相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	1,555	1,736	1,645	1,139	978
民事介入暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	50	53	55	38	27

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や記入方法の説明等を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や議場内の案内を行っている。

5 市民協働（市民協働課）

市民と行政とが、共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した自主自立のまちづくりを進める。

また、市民と行政とが一体となって互いに助け合い共に支え合うまちの実現を図るため、市民公益活動を推進している。

（1）市民公益活動推進事業

・ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に組みやすい環境を整える。

熊本市市民活動支援センターを熊本市産業文化会館1階に設置し、市庁舎1階ボランティア活動推進コーナーと併せて、下記の事業を実施している。

・情報収集・提供

ボランティアの募集、NPO主催の講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供する。

・相談・登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループの相談に応じて登録し、必要とする施設や団体などを紹介する。

・交流、作業の場の提供

会議スペースや無料で印刷機が利用できる作業場の提供。

（2）市民協働推進事業

市民と行政とが、よりよいパートナーとして共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した個性あふれる「新しい熊本づくり」のため、下記の取り組みを進める。

・「熊本市自治基本条例」の制定

本市の自治の基本原則、市民協働によるまちづくりのルール等を明確にするため、「熊本市自治基本条例」の制定に向けた取り組みを行う。（地方自治の推進に関する調査特別委員会で審議中）

・（仮称）「パブリックインボルブメント（PI）指針」の策定

事業の計画・実施など様々な過程での市民参加を推進するため、（仮称）「PI指針」の策定に取り組む。

・（仮称）「市民公益活動推進のための基本指針」の策定

地域の自治組織、NPO法人、ボランティア団体等の公益団体の活動を推進するため、（仮称）「市民公益活動推進のための基本指針」の策定に取り組む。

・「市民協働モデル事業」の実施

多様化する市民ニーズに取り組むため、市民活動団体のノウハウを活かした提案をした団体と行政とがパートナーとして、事業展開をする。

・「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進

公園・道路・河川等の公共空間について市民が主体的に美化活動に取り組み、行政がそれを支援する「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進を図る。

6 情報公開・個人情報保護

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

(2) 平成17年度情報公開制度の実施状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示決定	部分開示決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取 下 げ	却 下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2

- ※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- ※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- ※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- ※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- ※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開示請求者の区分	開示請求件数 (件)
本市の区域内に住所を有する者	361
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	171
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	3
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	1
合 計	536

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数 (件)	決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10	異議申立て	7	7	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
11	異議申立て	6	2	-	0	0	2
	審査請求	0	-	0	0	0	0
12	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
13	異議申立て	6	2	-	0	0	3
	審査請求	0	-	0	0	0	0
14	異議申立て	0	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
17	異議申立て	3	0	-	2	1	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		22	12	0	2	1	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。



(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報保護制度の実施状況

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数 (平成17年度)	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
94	40	14	2	33	0	4	2

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15	異議申立て	1	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
17	異議申立て	2	0	-	1	1	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		3	1	0	1	1	0

7 行政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備を目指し、行政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第一次行革）、また平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第二次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。

さらに、将来の財源確保の見通しが一層厳しさを増す中、行財政システムの抜本的な見直しを行い、財政の健全化の実現を目指すとともに、行政資源を新たなまちづくりに向けて重点的・戦略的に投入していく必要があることから、市総合計画、中期財政計画、行政改革大綱を三位一体で見直すこととし、平成16年3月に、平成20年度までの5ヵ年間で推進期間とした「行財政改革推進計画」を策定した。

この計画に基づき、市民サービスの改革をはじめ、組織風土・機構の改革、公営企業や外郭団体の改革などに取り組んでいるほか、平成15年6月地方自治法の改正により創設された「指定管理者制度」についても、既存施設はもとより新規に開設する施設の中で、効果が期待でき導入可能な全ての公の施設について、積極的に制度導入を図っている。

また更に、平成18年4月、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（H17.3総務省通知）に対応し、行政改革に係る事務事業の再編、整理等のほか5項目についての取り組みを明らかにした「集中改革プラン」を策定し、これまで以上に行財政改革を推進している。



(1) 経費改善への取組実績

(単位：百万円)

区分	第一次行革								第二次行革				行財政改革推進計画	
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329	511	1,005	1,619	市民サービスの改革	176	254			
廃止・縮小・統合		5	143	204	81	83	89	96	組織の改革	150	854			
簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242	340	744	1,336	外郭団体の改革	230	0			
民間委託等の推進			197	290	6	79	149	158	財政健全化の推進	1,402	2,365			
その他						9	23	29	合計	1,958	3,473			
2 財政の健全化			1,040	1,677	2,079	1,273	1,959	1,599						
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578	1,315	1,696	2,065						
合計	83	594	3,202	4,891	2,986	3,099	4,660	5,283						

(2) 職員数の推移

(単位 人)

区分	第一次行革				第二次行革						行財政改革推進計画	
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
職員総数①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322	6,249	6,231	
市民数②	650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969	666,636	669,034	670,047	671,035	669,441	
職員一人あたり 市民数②÷①	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104	105.1	106	107.4	107.4	

※職員総数①は、各年度4月1日現在。

※市民数②は、各年度5月1日の推計人口。

8 職 員 数 (人事課)

(平18.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,004
議 会 事 務 局	28	25
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	15
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	1,040	788
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	627
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20
交 通 局	499	373
水 道 局	407	348
計	6,800	6,230

9 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平18.4.1現在)

局 別	区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤 続 年 数
		最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局		623,300	141,400	353,415	42歳 4月	19年 0月
議 会 事 務 局		526,600	258,400	370,048	43 " 7 "	20 " 2 "
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		500,900	266,700	388,440	46 " 1 "	24 " 7 "
監 査 事 務 局		486,900	287,900	394,931	46 " 3 "	23 " 0 "
教育委員会事務局		537,000	150,900	386,259	46 " 0 "	18 " 5 "
人 事 委 員 会 事 務 局		532,000	230,700	372,536	43 " 2 "	19 " 3 "
消 防 局		506,300	150,900	342,878	40 " 3 "	19 " 4 "
農 業 委 員 会 事 務 局		515,900	273,600	399,905	47 " 8 "	24 " 5 "
交 通 局		520,500	146,100	314,607	42 " 5 "	15 " 4 "
水 道 局		526,600	141,400	360,407	43 " 0 "	21 " 2 "
全 体		623,300	141,400	355,043	42 " 7 "	18 " 11 "

(2) 初任給基準

(平18.4.1現在)

区分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
一 般 職 員 給 料 表	一 般	正規の試験	上級職		1	37	172,000
			初級職		1	13	141,400
	保育士	正規の試験	短大卒	1	23	153,500	
	獣医師		新大6卒	1	49	191,000	
	薬剤師		大学卒	1	37	172,000	
	栄養士		大学卒	1	37	172,000	
	保健師		短大卒	1	29	161,300	
	助産師		大学卒	1	37	172,000	
	看護師		短大3卒	1	33	166,600	
	診療放射線技師 臨床検査技師		短大3卒	1	30	162,600	
			大学卒	1	34	168,000	
	歯科衛生士		短大3卒	1	30	162,600	
			新高4卒	1	22	152,200	
	理学療法士 作業療法士		短大3卒	1	30	162,600	
			短大3卒	1	30	162,600	
	視能訓練士		短大3卒	1	30	162,600	
		大学卒	1	34	168,000		
	臨床工学技士	短大3卒	1	30	162,600		
大学卒		1	37	172,000			
そ の 他	大学卒	1	37	172,000			
	短大卒	1	23	153,500			
	高校卒	1	13	141,400			
	中学卒	1	1	128,000			
消防料 職表 員	正規の試験	上級職		1	33	183,900	
		初級職		1	9	150,900	
医職給 料表 療員表	正規の試験	医師	博士課程修了	1	25	322,100	
		歯科医師	新大6卒	1	1	235,200	
教育職給料表(一)	正規の試験	教諭員	博士課程修了	2	31	259,000	
			修士課程修了	2	15	215,700	
		護教	大学卒	2	3	193,900	
			短大卒	1	11	164,300	
			大学卒	1	23	190,500	
			短大卒	1	11	164,300	
講義助教 実習助教	高校卒	1	3	150,000			
	博士課程修了	2	43	259,000			
教育職給料表(二)	正規の試験	教諭	修士課程修了	2	27	215,700	
			大学卒	2	15	193,900	
		講師	短大卒	2	3	150,000	
			大学卒	1	23	190,500	
			短大卒	1	11	164,300	
			高校卒	1	3	150,000	

総務

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16.4.1	1,155,000	平15.4.1
副市長(助役)	892,000	"	902,000	"
収入役	801,000	"	810,000	"
常勤監査委員	695,000	"	702,000	"
企業管理者	707,000	"	714,000	"
教育長	707,000	"	714,000	"

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16.4.1	146,000	平10.4.1
	委 員	月 額 88,000	"	89,000	"
監査委員	議見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月 額 137,000	"	139,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	"	72,000	"
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	"	167,000	"
	委 員	月 額 139,000	"	140,000	"
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 90,000	"	92,000	"
	委 員	月 額 59,000	"	60,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く)及び開票管理者		1回につき13,000	平10.6.1	11,000	平4.4.1
選 挙 長		1回につき13,000	"	11,000	"
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	"	10,000	"
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15.12.22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15.12.22		
固定資産評価審査委員会委員		日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
農業委員会	会 長	月 額 90,000	平16.4.1	92,000	平10.4.1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	"	60,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	"	56,000	"
その他の非常勤の職員		※1	平9.4.1	※2	昭63.4.1

※ 1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※ 2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃、 運賃の等級を設けな い線路にあつてはそ の乗車に要する運賃 及び特別車両料金を 徴する客車を運行す るものによる旅行を する場合には特別車 両料金 (特別車両料 金にあつては、1号区 分の適用を受ける者 に限る。)	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃、 2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃。ただし、鉄道 連絡船にあつては鉄 道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2	企業管理者・ 常勤の監査委 員・教育長・ 8級及び9級の 職務にある者			2,600	13,100	2,600
3	1級から7級 までの職務に ある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第5号) 第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

10 職 員 研 修 (人事課)

(1) 研修受講人員

(単位 人)

区分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,494	814	630	7	64	7,059	35	10,103

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
政策形成能力養成研修	全職員	4	78	1~2	11・1・2・3	【PI研修】施策の立案や事業計画時における地域住民との情報交換、意識調査等の手法を学び、ファシリテート技能の修得を目指す。
幹部職員セミナー	管理職職員等	3	486	2h~ 2.5h	5・1・2	第1回「地方分権とこれからの自治体運営」 第2回「市町村合併と政令指定都市」 第3回「三位一体改革・国と地方の財政制度」
公務員倫理研修	管理職職員等	4	456	2.5h	2	職員1人ひとりに対して、市職員としての自覚と責任を今一度問い直し、日頃の職務態度の見直しを求め、公務員としての倫理観の確立と職場規律の保持を図る。
条例制定研修	全職員	1	12	2	8~11	本市行政課題を達成するための条例の策定演習を通じて、条例制定の手法等を修得する。
救命救急講習	全職員	3	118	2h	9	来庁者に応急手当ができるよう、職員の危機管理意識の高揚及び市民サービスの向上を目指す。
不当要求行為等防止対策研修	課長補佐級 ~一般職	4	344	0.5	1・2	暴力団等による行政機関に対する不当要求行為等を防止・排除し、職員の安全と事務事業の適性かつ円滑な執行を確保するために行政対象暴力に関する情報の提供と知識を修得する。

総務

(3) 基本研修

研修名	対象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
新規採用職員研修	事務・技術・業務職等	3	46	15	4・8・11	組織人 公務員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負担に応えられる職員を育成する。
	保健師・看護師等	2	22	11	5・8・11	
選択研修	採用後3年目の事務職・技術職、吏員昇任11年目の事務職・技術職	9	245	2	7～11	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、また、問題意識を持ち、職務遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中堅職員研修	吏員昇任後7年目の事務職・技術職	3	65	2	7・8	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
業務職員研修	採用後14年目の業務職	2	72	1	9	地方分権における本市職員の使命を認識するとともに現状の職場での自己分析と今後の課題を分析し、業務職員としての役割と責務について再認識する。
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	12	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長研修	係長級昇任者	3	99	2	5・6	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	82	2	7	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	31	2	4・5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得する。
係長人事評価研修	ラインの監督者	2	68	0.5	10	監督者の部下育成におけるコミュニケーション技術並びに人事評価についての技能等を向上させ、職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境整備を図る。
課長人事評価研修	ラインの管理者	2	41	1	10	管理者の部下育成におけるコミュニケーション技術ならびに人事評価についての技能等を向上させ、職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
OJT指導者養成研修	ラインの管理者(局推薦)	2	31	2	10・11	職場責任者の重要性を理解するとともに、人材育成の責任者として、自らの役割を認識する。

(4) 実務研修

研修名	対象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
訟務研修	係長以上の職員(局推薦)	2	51	0.5	2	市職員としての訴訟対応の基本を修得させ、争訴への対応力を向上させる。
法令実務研修 (中級・上級)	総務課法制室が指定する採用年度職員	3	175	中級 0.5 上級 1	10	法令の体系、法令用語、法令解釈方法、一部改正の方法等を学ぶことにより、業務の中で法令を解釈し、適用していく基本的な知識を修得する。
例規担当者研修	各職場の例規担当者	2	116	0.5h	10	例規の制定改廃に関する速やかな対応等例規の適正な管理運用方の修得
報道対応研修	課(かい)長	2	27	1.5h	6	報道関係を通じて、より効果的な情報発信をしていくための知識や手法等を修得する。
プレゼンテーション技術 向上研修	課長級職員(局推薦)	2	21	2	11	各種事業や施策を、市民はもとより、庁内外の各部門に対して、わかりやすく的確に伝えるため、話しことばによる伝達の基本を理解し、市民サービスの向上に役立てる。
行政法研修	全職員	1	22	7	1・2	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的の法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民法研修	全職員	1	28	10	1・2	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。
会計事務基礎研修	全職員	5	190	1	8	会計事務の原則や考え方、具体的な処理方法等を修得することにより事務効率の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
接遇リーダー養成研修	全職員(所属長推薦)	2	7	5	11・2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。

(6) 派遣研修

研修名	場所	人員(人)	期間
事例調査派遣研修(国内)	東京都、横須賀市・豊田市・那覇市	6	3日～4日
同上(国外)	韓国	1	12日
自治大学校派遣	東京都立川市	3	1カ月～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	24	3日～29日
市町村アカデミー派遣	千葉市	30	2日～10日



(7) 職場研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
職場集合研修	全職場・全職員	43	752	1	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する
公的機関派遣研修	専門的知識・技能が求められる職場の職員	41	8	2～33	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る
その他職場派遣研修	全職場・全職員	72	51	1～22	4～3	県下14市女性職員研修その他
職場接遇研修	全職場・全職員	1	6,248	1ヶ月	11	全庁的に接遇向上運動“すまいる向上キャンペーン”を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。

(8) 自主研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	実施時期(月)	内容
韓国語研修	全職員	1	18	1～3	国際社会に対応する国際感覚豊かな職員を育成する。
熊日経営セミナー	課長補佐級以上の職員	1	17	4～3	教育・文化・経済等の分野講義を聴講することにより、広い分野で企業的な経営感覚と刻々と変化する社会環境への対応能力を養成する。
庁内ホームページ web KAGAYAKI	全職員	随時		4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

1.1 契 約（契約検査室）

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札を導入し、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。さらに本年度は、公募型指名競争入札及び希望型指名競争入札の対象に建設コンサルタント業務を加えた。また、昨年度導入した電子入札の対象範囲の拡大もさらに進めていくものである。

(1) 指名競争入札有資格者(平成18年度)

	工 事	委託その他
県内業者(社)	2,393	570
県外業者(社)	2,012	949
計	4,405	1,519

(2) 契約件数及び金額(平成17年度)

(単位 千円)

	件 数	金 額
工事請負契約	838	21,261,517
委託契約	300	1,591,507
保守点検	106	121,002
計	1,244	22,974,026

(3) 契約額及び件数・業者別集計表

(単位 千円)

年度	土 木 工 事		建 築 工 事		電 気 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
15	8,362,483	322	8,301,222	78	2,046,064	64
16	8,097,413	336	3,290,904	100	1,224,933	65
17	9,641,833	337	3,573,010	81	1,558,139	63
年度	管 工 事		舗 装 工 事		造 園 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
15	1,038,729	72	782,400	72	914,868	136
16	1,219,485	79	822,302	49	835,170	111
17	1,298,326	73	554,951	47	461,838	20
年度	その他工事		業 務 委 託		保 守 点 検	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
15	2,784,692	202	1,353,979	223	79,783	94
16	3,145,135	219	1,160,859	197	132,296	119
17	4,173,419	217	1,591,507	300	121,002	106
年度	合 計		※平成17年度から、造園・花苗業務委託については業務委託で計上するもの。			
	契 約 額	件 数				
15	25,664,220	1,263				
16	19,928,497	1,275				
17	22,974,026	1,244				

1 2 危機管理防災（危機管理防災室）

（1）地域防災計画

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、昭和28年の白川大水害など、洪水被害に見舞われてきたところである。

このため、本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活安定のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に位置する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策もまとめている。

さらに、なお一層の防災活動体制の充実を図るため、毎年、地域防災計画の見直しを行っている。

（2）防災訓練

風水害、震災への対応訓練として、防災関係機関との連携、ボランティア参加を取り入れた、災害時の被害軽減と被災時の迅速な復旧対応を目的にした総合防災訓練を実施している。

（平成17年度実績）

平成17年5月20日 訓練参加者 1,800人

（3）防災知識の普及・啓発

「自らの身の安全は自らが守る」という防災思想の普及・啓発を図るため、以下の事業を実施している。

ア 総合防災展

8月30日から9月5日の防災週間に合わせ、防災関係機関の協力を得て、パネルや機器の展示を行っている。

（平成17年度実績）

8月20日～21日熊本市動植物園

イ 親子防災教室

夏休みに多発する水難事故やケガを防ぎ、防災意識の向上を図るため、水難救助法や応急手当の講習を行っている。

（平成17年度実績）

受講者数 小、中学生と保護者 29組68人

ウ 防災とボランティア展

1月15日から21日の防災とボランティア週間に合わせ、災害時にボランティア活動や自主的な防災活動の普及を行っている。

（平成17年度実績）

1月17日 市庁舎1階広場において、炊き出し訓練、災害救助犬による救出訓練、起震車体験等を実施した。



(4) 情報の収集伝達

ア 熊本市防災情報システム

坪井川など市内河川の5カ所にCCTV監視カメラ、7カ所に警報局、河川2カ所に水位観測局、金峰山山頂と市庁舎に雨量観測局を設置。同システムにより、そこから得られた気象・雨量・水位の観測情報及び国土交通省・県からの雨量・水位情報・警報などをデジタル回線や無線ネットワークで、降水量などのデータの一元管理を行っている。

また、市各部署、消防署などもネットワークで接続し、各部署からの情報、気象台からの情報をデータベース化し、被害情報をデータとして蓄積するようになっている。

イ 防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を迅速に行うために、車載型61局、携帯型82局の移動系無線を配置している。

ウ 同報無線

洪水、土砂災害、地震、津波等の災害に対して、避難を喚起するなどの緊急情報を住民に伝達するために、各地区向けに屋外局(支局)83カ所を設置している。また、金峰山麓に位置する河内総合支所管内の住宅などに戸別受信機を2,070台配置している。

(5) 防災倉庫の設置

近隣公園10カ所に鉄筋コンクリート造りの防災倉庫を設置するとともに各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧17.2万食、水の缶詰(350ml)4.1万本、生活物資をはじめ、非常用発電機や簡易トイレなどを備蓄している。

また、災害発生時の飲料水や防火用水に使用するために、防災倉庫と併せて耐震性貯水槽(100トン)を設置している。

防災倉庫・耐震性貯水槽設置箇所

- ・楠中央公園
- ・渡鹿公園
- ・錦ヶ丘公園
- ・秋津中央公園
- ・八王寺中央公園
- ・蓮台寺公園
- ・白川公園
- ・平成中央公園
- ・池上中央公園
- ・山ノ内中央公園

(6) 応援要請等

大規模な災害発生時に、市単独で対応が困難である場合に備え、各自治体や各関係機関との連携を図っている。

ア 災害時相互応援協定

自治体相互の協力に関する協定を締結し、応援を要請することとしている。

応援協定

- ・九州九都市災害時相互応援協定(平成7年12月28日締結)
- ・尼崎市との災害時相互応援協定(平成8年8月1日締結)
- ・福井市との災害時相互応援協定(平成9年11月21日締結)
- ・熊本県11市災害時相互応援協定(平成10年4月15日締結)
- ・中核市との災害時相互応援協定(平成14年8月27日締結)

イ 防災関係機関連絡協議会

自衛隊、警察、九州電力などの防災関係26機関により、平成8年11月に設置した。防災訓練や防災展などの各種行事を通じての連携強化、災害時の迅速な情報収集活動・応急活動などを目的としている。

1.3 まちづくり戦略計画（企画課）

本計画は、新たな時代変化の中で、現行の第5次熊本市総合計画基本計画を新たに見直し、今後55年間（計画年度平成16年度～平成20年度）の本市が進むべき方向を明確に示すとともに、その実現のための道筋を明らかにするものである。

市民と行政に共通するまちづくりの基本指針であり、それぞれの施策ごとに市民、事業者、行政の役割と責任を明確に示し、三者が協働して取り組むこととする。推進にあたって、目標の達成状況を評価検証するとともに公表し、適宜改善を加えながら進めることとする。

特に、行政においては、真に市民に信頼される市政の実現に向け、自らの改革を進めるとともに、市政の舵取り役として、市民、事業者との協働の仕組みづくりなどに積極的に取り組むものである。

（1）まちづくりの進め方

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任により進めていかなければならない。そのためには「自分達のまちは自分達がつくる」という理念の基に、市民と行政がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合う「市民協働によるまちづくり」がこれまで以上に重要となる。

市民に信頼される透明で開かれた市政を実現していくために、市民と情報を共有化し、政策形成への市民参加を推進していくとともに、積極的に市政改革を進め、より効果的・効率的な行財政運営へ転換をおこなう。また、市民協働体制の推進のために、協働で担う新しい公共づくりや、行政内部からの協働推進に取り組むこととする。

まちづくり戦略計画においては、協働のまちづくりを進めるために市民・事業者・行政の役割分担を定め、『市民協働で築く 自主自立のまちづくり』を実現することとする。

（2）基本目標と三つのターゲット

「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を本市のまちづくりの基本目標とし、今後5年間、重点的に取り組む三つのターゲットを掲げる。

ターゲット1 良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清れつな地下水、森の都と形容される豊かな緑は本市最大の魅力であり、財産である。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、この良好な環境が損なわれつつある。

そのため、一人ひとりが大量生産・大量消費に支えられた社会経済システムや利便性を求める日常生活を見直し、この恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいかなければならない。

そこで、このターゲット1を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「地下水の保全」

「ごみ減量・リサイクルの推進」

「環境にやさしい交通機関の利用促進」

ターゲット2 子どもたちが健やかに成長するまち

次代を担う子どもたちは、本市の大切な宝であり、活気ある熊本市の象徴である。しかし、少子化や核家族化の進展、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されている。

そのため、子どもを安心して産み育て、かつ、子どもたちが個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を社会全体で築いていく必要がある。

そこで、このターゲット2を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「子育てしやすい環境づくり」

「個を育む学校教育の推進」

ターゲット3 人々が集う元気なまち

平成23年春に予定されている九州新幹線鹿児島ルートの特快全線開業による経済効果を最大限波及させるためには、熊本駅周辺や熊本城を中心とする都心部において、都市機能の向上と熊本らしい魅力づくりを進めることが重要である。また、観光・コンベンション（会議・大会）の振興に向けて、豊かな自然、文化遺産、特産品などの地域資源を活かした地域づくり、魅力づくりを図る必要がある。

そこで、このターゲット3を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」

「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」

(3) 分野別重点プラン

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、目指すまちの姿の実現に向けた今後5年間の施策展開の基本的方向や重視する取り組みを示す。

ア 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進する。

イ 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまちは自分達でつくる」という住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進める。

ウ 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進める。

エ 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組む。

オ 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化遺産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組む。また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進する。

カ 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図る。

キ 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進める。すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組む。

(4) 政令指定都市を目指して

政令指定都市では、区役所が設置され、地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供が可能となり、行政権限拡大、移譲による福祉・教育・都市問題などについての迅速かつ独自性のあるサービスの提供など行政サービスの向上が図られる。また、財源の拡充により、まちづくりの一層の推進を図ることができ、さらには、知名度アップによる地域経済の活性化が期待できる。

そこで、政令都市移行に向けて、今後次のような取り組みを進める。

- ア 熊本都市圏における将来ビジョンを描くとともに、その実現に向けた広域連携のあり方について、産・学・官・民の協働により検討する。
- イ 市政改革プランに基づくまちづくりを積極的かつ確実に推進し、行政の運営能力を高め、政令指定都市にふさわしい行政体制の整備を進める。
- ウ 市民協働の推進や住民サービス向上、及び地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、身近なサービス体制の整備をはじめとした都市内分権に取り組む。

14 広報（広報課）

（1）広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	271,000部 (平成18年4月実績)	文書配布委託者を通じて各世帯に配布
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	162部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	70本	郵送
拡大版市政だより（弱視者向け）	〃	40部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介
予算特別広報紙	〃	271,000部	市の予算・事業の紹介（市政だより折り込み）
施策特集広報紙	〃	271,000部	市の重要施策の紹介（市政だより折り込み）
県外広報誌	平成18年3月発行	5,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をPRする

（3）テレビ・ラジオによる広報

	タイトル	放送局・時間
テレビ 広報	市民のひろば手取本町1番1号	RKK 毎週土曜日 午前9時25分から5分間
	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ（市民チャンネル）毎日主に午前8時、午後6時から24分間
	もっと ² 熊本市	KAB 奇数月の毎回最終火曜日 午後7時54分から6分間
	テレビスポット	民放4局 市の施策や事業を適時放映

	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
ラ ジ オ 広 報	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分前後の約2分間
	こころの扉 内	RKK 毎週日曜日 午後5時30分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時40分から5分間
	アイ・ラブ・ウーマン	FM熊本 毎週火曜日から木曜日 午後0時10分から約5分間
	おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜日から金曜日 午前8時15分から15分間
	ラジオで学ぼうさい	熊本シティエフエム 毎週木曜日 午後1時から20分間
	知って安心暮らし塾	熊本シティエフエム 毎月木曜日 午後1時は30分15分間
	ラジオで学ぼう！ECOライフ	熊本シティエフエム 毎月最終火曜日 午後2時から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

総務

(4) 新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/>

(6) その他

- ・行事予定表等の発行「月報くまもと」（毎月月末発行、毎週末更新）Cネットで配信
- ・「車両広報」
広報車（放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者クラブ）を通過してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に1回程度）
- ・記者レクチャー（関係部局長などによる記者説明）
- ・資料提供（報道資料配布 年間1,100件程度）

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・
時事通信・共同通信

15 統計（統計課）

（1） 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

（主な指定統計調査）

ア 国勢調査（総務省）5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

イ 事業所・企業統計調査（総務省）5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

ウ 住宅・土地統計調査（総務省）5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

エ 就業構造統計調査（総務省）5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

オ 工業統計調査（経済産業省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

カ 商業統計調査（経済産業省）5年毎

商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

キ 農林業センサス（農水省）5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

ク 全国消費実態調査（総務省）5年毎

国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。

ケ 全国物価統計調査（総務省）5年毎

消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。

コ 漁業センサス（農水省）5年毎

漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。

(2) 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内・庁外に配布する。また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

(統計調査結果報告書)

- ① 熊本市の人口 (国勢調査結果)
- ② 熊本市の事業所・企業 (事業所・企業統計調査結果報告書)
- ③ 熊本市の商業 (商業統計調査結果報告書)
- ④ 熊本市の工業 (工業統計調査結果報告書)
- ⑤ 熊本市の農業 (農林業センサス結果報告書)

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成



(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

行政資料室利用状況

年度	利用者数	利用冊数	蔵書数
13	823	1,279	15,524
14	813	2,126	16,337
15	719	2,042	17,349

16 情報化推進(情報政策室)

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づき新たな情報化への取り組みが求められている。

来るべき高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画(第1次)、平成15年4月に情報化実施計画(第2次)を策定し、情報化の推進を図っている。

また、市民を取り巻くIT環境の変化等に対応し、電子自治体の実現を図るため、本年度新たな情報化計画の策定に取り組んでいる。

(1) 熊本市情報化基本計画

ア 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

② 計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④ 計画の期間

目標年次：平成18年度とする。(必要に応じ、内容の見直しを行う。)

イ 情報化推進の基本的考え方

① 基本理念 **情報化による新たな都市づくりの推進**

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市にふさわしい新たな都市づくりを推進する。

② 基本目標 **新たな都市づくりへの情報化の活用**

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③ 基本方針 **「市民主体のネットワーク社会」の構築**

人と人とのふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよろこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④ 情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤ 情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

① 市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク 市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。

やすらぎネットワーク 市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。

よろこびネットワーク 市民が生きがいとよろこびを実感できる生活や活動を支援する。

② 市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③ 情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

① 今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

② 推進体制の整備

- ・庁内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 熊本市情報化実施計画（第2次）

ア 基本的事項

① 計画の趣旨

IT環境の急速な変化や国から要請される情報化施策等に適確に対応するとともに、本市総合計画への取り組みを情報化の側面から支援するため、本計画を策定する。

② 目標年次

平成18年度（必要に応じた見直し）

イ 情報化の現状と課題

- ・情報化の現状：平成10年度～14年度にかけて、庁内ネットワーク等のインフラ整備、全庁的な情報化推進体制の整備、各種情報システムの整備に取り組む。（情報化実施計画（第1次））
- ・本市の情報化の課題：国からの電子自治体に向けた取り組み要請、窓口サービスの充実、事務効率化の推進等



ウ システム整備計画の策定方針

① 基本的な考え方

- ・市が主体的に整備する情報化（電子市役所）と市民等の主体性を尊重して支援する情報化により、電子自治体を実現する。
- ・重要性、緊急性及び実現性を優先度判断の指標とした事前評価を行って取り組む。
- ・情報システムのユニバーサルデザイン、市民のIT習熟、情報セキュリティの強化へ取り組む。

② 到達目標

電子自治体の実現に向けた「情報化の到達目標」を設定する。

- 目標1 付加価値の高い行政サービスの提供
- 目標2 市民と行政のパートナーシップの確立
- 目標3 市民、事業者のコミュニケーションの促進
- 目標4 簡素で効率的な行財政システムの構築
- 目標5 市の情報環境の整備

エ システム整備計画の策定方針

施策（システム）を到達目標ごとに分類して示す。

- 目標1 → 電子申請・届出システム、税総合システムなど
- 目標2 → 市民の声情報システム、市電・市バス情報提供システムなど
- 目標3 → 企業情報化支援事業システム、市民のIT習熟への取り組みなど
- 目標4 → 文書管理・電子決裁システム、職員情報システムなど
- 目標5 → 総合行政ネットワーク（LGWAN）への参加、情報セキュリティの強化など

オ 情報化推進方策

- ・全庁的な推進体制と局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。
- ・全庁的な開発運用体制及び職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省）
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

(4) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム(CATV)で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(5) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針(昭和59年27日策定)

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

- ・本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。
- ・データベースシステムを基本構造とする。
- ・日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

・当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化(=住民記録システム)を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

・将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

・運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」等に基づき電子計算組織の運用管理を充実させるとともに、マシン室入室退室、データプログラム及び端末装置操作の管理等を徹底することにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭60	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	平元	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成
	61		行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録
62		人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税（1次）	3 合併に伴うシステム移行（4業務）
			7 特別土地保有税 固定資産税（2次） 給与勧告
	8 母子寡婦福祉資金貸付		
	10 下水道総合（2次）		
	11 介護保険（1次）		
63	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金	12 外国人登録 介護保険（2次）	
		13 選挙事務（2次）	
		15 市税総合（2次） 保険料収納支援	
		16 市税総合（3次） 戸籍情報総合	
		17 市税総合（4次） 住居表示	
		18 市税総合（5次） 障害者支援費システム	

エ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

A系 (住民情報系) GS21 400/モテ[※]M10L

B系 (内部情報系) GS21 400/モテ[※]M10K

C系 (市民課業務バックアップシステム) GS21 200/モテ[※]M10J

主 (内部) 記憶容量

A系 1GB C系 256MB

B系 1GB

(イ) 補助 (外部) 記憶装置

磁気ディスク装置

627GB ※1GB=10億バイト (1バイト=1文字)

磁気テープ装置

1台

カートリッジ式磁気テープ装置

2台 (8デッキ)

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピィディスク装置

1台

本体系プリンター装置

5台

ネットワーク系端末装置

569台

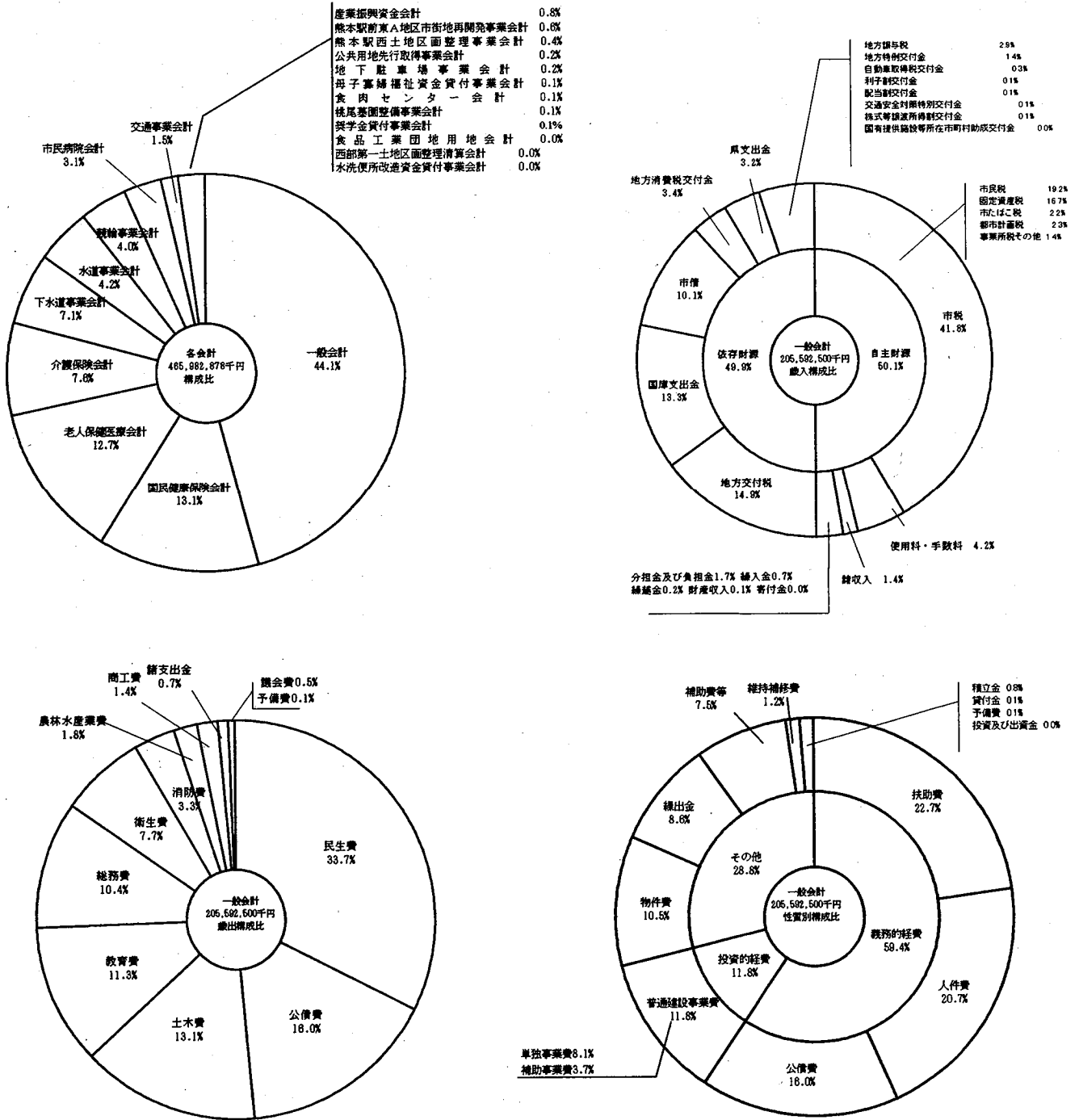
端末系プリンター装置

192台

総務

17 財政

(1) 平成18年度当初予算図表



(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A-B	
	平成18年度	% 構成比	平成17年度	% 構成比	比 較	% 伸率
一 般 会 計	205,592,500	44.1	206,058,000	45.8	△ 465,500	△ 0.2
特 別 会 計	186,089,706	40.0	203,963,214	45.3	△ 17,873,508	△ 8.8
国民健康保険会計	60,857,684	13.1	57,916,240	12.9	2,941,444	5.1
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	190,300	0.1	200,000	0.1	△ 9,700	△ 4.9
介護保険会計	35,563,235	7.6	33,875,056	7.5	1,688,179	5.0
老人保健医療会計	59,292,000	12.7	59,091,000	13.1	201,000	0.3
桃尾墓園整備事業会計	543,500	0.1	1,545,100	0.4	△ 1,001,600	△ 64.8
食肉センター会計	576,564	0.1	574,061	0.1	2,503	0.4
産業振興資金会計	3,708,000	0.8	3,708,000	0.8	0	0.0
食品工業団地用地会計	90,800	0.0	94,212	0.0	△ 3,412	△ 3.6
競輪事業会計	18,812,977	4.0	17,782,847	4.0	1,030,130	5.8
地下駐車場事業会計	653,907	0.2	665,747	0.2	△ 11,840	△ 1.8
公共用地先行取得事業会計	868,606	0.2	1,086,449	0.2	△ 217,843	△ 20.1
熊本駅前東A地区市街地再開発事業会計	2,841,057	0.6	0	0.0	2,841,057	皆増
西部第一土地区画整理清算会計	822	0.0	943	0.0	△ 121	△ 12.8
熊本駅西土地区画整理事業会計	1,829,937	0.4	1,463,043	0.3	366,894	25.1
公共下水道事業会計	0	0.0	25,634,137	5.7	△ 25,634,137	皆減
水洗便所改造資金貸付事業会計	90,517	0.0	157,779	0.0	△ 67,262	△ 42.6
奨学金貸付事業会計	169,800	0.1	168,600	0.0	1,200	0.7
一般会計・特別会計合計	391,682,206	84.1	410,021,214	91.1	△ 18,339,008	△ 4.5
企 業 会 計	74,300,672	15.9	40,063,693	8.9	34,236,979	85.5
産院会計	0	0.0	389,780	0.1	△ 389,780	皆減
市民病院会計	14,489,085	3.1	13,085,672	2.9	1,403,413	10.7
水道事業会計	19,687,700	4.2	19,716,800	4.4	△ 29,100	△ 0.1
下水道事業会計	33,329,839	7.1	0	0.0	33,329,839	皆増
交通事業会計	6,794,048	1.5	6,871,441	1.5	△ 77,393	△ 1.1
総 計	465,982,878	100.0	450,084,907	100.0	15,897,971	3.5

総務

(3)一般会計性質別集計表

(単位：千円)

	A		B		A-B	
	平成18年度	% 構成比	平成17年度	% 構成比	比較	% 伸率
人件費	42,601,616	20.7	42,883,026	20.8	△ 281,410	△ 0.7
扶助費	46,695,783	22.7	44,731,707	21.7	1,964,076	4.4
公債費	32,839,222	16.0	32,958,075	16.0	△ 118,853	△ 0.4
義務的経費	122,136,621	59.4	120,572,808	58.5	1,563,813	1.3
普通建設(補助)	7,617,679	3.7	8,739,401	4.3	△ 1,121,722	△ 12.8
普通建設(単独)	16,662,508	8.1	14,470,178	7.0	2,192,330	15.2
災害復旧費	0	0.0	7,044	0.0	△ 7,044	皆減
投資的経費	24,280,187	11.8	23,216,623	11.3	1,063,564	4.6
物件費	21,559,290	10.5	22,079,612	10.7	△ 520,322	△ 2.4
維持補修費	2,523,041	1.2	3,089,437	1.5	△ 566,396	△ 18.3
補助費等	15,389,891	7.5	8,450,742	4.1	6,939,149	82.1
積立金	1,710,289	0.8	1,594,555	0.8	115,734	7.3
投資及び出資金	41,290	0.0	42,973	0.0	△ 1,683	△ 3.9
貸付金	80,000	0.1	226,000	0.1	△ 146,000	△ 64.6
繰出金	17,751,891	8.6	26,665,250	12.9	△ 8,913,359	△ 33.4
その他の経費	59,055,692	28.7	62,148,569	30.1	△ 3,092,877	△ 5.0
予備費	120,000	0.1	120,000	0.1	0	0.0
合計	205,592,500	100.0	206,058,000	100.0	△ 465,500	△ 0.2

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

(単位: 千円, %)

年度 区分	17			16			15			14			13		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
自主財源	103,388,689	49.6	2.1	101,219,238	45.7	1.0	100,227,188	46.7	△ 3.9	104,243,087	46.9	△ 2.1	106,503,784	46.1	0.9
市税	84,506,439	40.6	2.8	82,219,526	37.1	0.4	81,990,714	38.1	△ 3.4	84,795,914	38.2	△ 0.5	85,259,752	38.9	0.9
分担金及び負担金	3,300,463	1.6	9.0	3,027,092	1.4	4.8	2,887,805	1.3	△ 6.2	3,077,506	1.4	0.7	3,057,025	1.3	3.1
使用料及び手数料	7,655,062	3.7	△ 0.7	7,710,938	3.5	0.7	7,659,889	3.6	0.0	7,657,014	3.4	0.8	7,597,531	3.3	1.3
財産収入	845,606	0.4	3.3	818,846	0.4	138.2	343,738	0.2	5.7	325,293	0.2	△ 22.6	420,329	0.2	△ 6.8
寄附金	410,590	0.2	57.4	260,819	0.1	148.2	105,100	0.0	△ 56.6	242,423	0.1	169.6	89,928	0.0	△ 30.7
繰入金	755,890	0.3	△ 41.0	1,282,055	0.6	1,029.9	113,462	0.1	589.9	16,212	0.0	△ 98.6	1,127,990	0.5	△ 54.7
繰越金	3,459,046	1.7	1.2	3,417,560	-1.5	△ 30.3	4,899,960	2.3	△ 8.0	5,210,273	2.3	△ 8.8	5,700,580	2.5	32.7
譲収入(除く収益事業収入・受託事業収入)	2,355,793	1.1	3.2	2,282,402	1.0	6.8	2,136,520	1.0	△ 3.7	2,218,452	1.0	△ 13.0	2,550,691	1.1	7.7
収益事業収入	100,000	0.0	△ 50.0	200,000	0.1	33.3	150,000	0.1	△ 78.6	700,000	0.3	0.0	700,000	0.3	△ 12.5
依存財源	104,691,183	50.4	△ 12.9	120,249,955	54.3	5.0	114,572,747	53.3	△ 2.9	118,007,309	53.1	△ 5.3	124,561,649	53.9	3.5
地方譲与税	4,186,853	2.0	40.2	2,966,552	1.3	70.8	1,748,109	0.8	5.1	1,863,675	0.7	1.5	1,839,826	0.7	1.4
利子割交付金	438,785	0.2	△ 43.5	777,265	0.4	7.1	725,861	0.3	△ 36.0	1,134,672	0.5	△ 73.7	4,310,789	1.9	20.6
配当割交付金	130,182	0.1	94.6	66,901	0.0	皆増									
株式等譲渡所得割交付金	178,809	0.1	117.9	82,044	0.0	皆増									
地方消費税交付金	6,577,537	3.1	△ 7.8	7,118,855	3.2	12.0	8,356,234	3.0	11.2	5,715,374	2.6	△ 12.3	6,514,192	2.8	△ 2.4
自動車取得税交付金	616,056	0.3	1.0	608,916	0.3	3.8	587,870	0.3	2.6	573,141	0.3	△ 13.5	662,395	0.3	△ 8.4
特別地方消費税交付金	0	0.0	皆減	165	0.0	皆増			皆減	526	0.0	△ 77.9	2,384	0.0	△ 96.8
地方特別交付金	3,063,791	1.5	2.4	2,990,979	1.4	△ 8.1	3,254,360	1.5	12.1	2,903,690	1.3	△ 3.5	3,007,516	1.3	△ 2.5
地方交付税	33,760,975	16.2	△ 4.8	35,458,258	16.0	△ 5.0	37,332,789	17.4	△ 14.7	43,784,014	19.7	0.3	43,844,471	18.9	△ 5.0
交通安全対策交付金	180,831	0.1	0.7	158,812	0.1	△ 3.6	165,812	0.1	6.9	155,182	0.1	△ 1.5	157,555	0.1	2.2
国市町村有提供施設等所在市町村助成交付金	5,904	0.0	0.0	5,904	0.0	1.0	5,846	0.0	△ 0.5	5,875	0.0	0.0	5,875	0.0	7.3
国庫支出金	31,160,547	15.0	△ 3.0	32,127,471	14.5	△ 3.1	33,161,426	15.4	1.6	32,833,722	14.7	△ 6.4	34,881,678	15.1	6.8
県支出金	5,760,631	2.8	37.6	4,186,930	1.9	6.4	3,935,495	1.8	△ 3.2	4,063,878	1.8	△ 21.9	5,206,760	2.2	△ 3.0
受託事業収入	187,462	0.1	7.2	174,903	0.1	△ 5.8	185,845	0.1	4.7	177,369	0.1	83.7	96,538	0.0	4.9
市債	18,462,700	8.9	△ 44.8	33,503,000	15.1	23.6	27,113,300	12.6	7.6	25,196,191	11.3	3.1	24,431,700	10.6	19.7
うち臨時財政対策債	5,694,100	2.7	△ 23.4	7,430,600	3.4	△ 28.3	10,363,800	4.8	62.4	6,363,300	2.9	127.6	2,804,700	1.2	皆増
合計	208,080,152	100.0	△ 6.0	221,469,193	100.0	3.1	214,799,935	100.0	△ 3.4	222,250,396	100.0	△ 3.8	231,065,413	100.0	2.3

※平成17年度は決算見込額

(歳出)

(単位: 千円, %)

年度 区分	17			16			15			14			13		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
議会費	1,073,105	0.5	2.5	1,046,518	0.5	△ 0.9	1,055,926	0.5	0.8	1,047,614	0.5	△ 2.8	1,077,876	0.5	△ 1.5
総務費	21,736,039	10.7	△ 2.8	22,369,180	10.3	4.0	21,510,809	10.2	1.8	21,139,482	9.7	△ 2.0	21,567,246	9.5	△ 0.7
民生費	66,349,758	32.5	1.5	65,354,903	30.0	4.0	62,838,082	29.7	3.6	60,681,322	27.9	2.5	59,227,725	26.2	4.8
衛生費	13,322,641	6.5	1.1	13,181,095	6.0	△ 0.4	13,231,459	6.3	△ 21.8	16,912,635	7.8	1.2	16,707,563	7.4	2.4
労働費															皆減
農林水産業費	4,018,752	2.0	5.3	3,814,865	1.7	0.2	3,808,061	1.8	△ 9.2	4,191,900	1.9	△ 5.2	4,423,463	2.0	△ 23.9
商工費	3,092,694	1.5	0.4	3,079,317	1.4	△ 14.5	3,600,341	1.7	△ 13.2	4,147,397	1.9	10.8	3,742,197	1.7	△ 8.8
土木費	29,614,686	14.5	△ 1.4	30,020,693	13.8	△ 17.6	36,430,418	17.2	1.8	35,776,824	16.5	△ 18.5	43,902,443	19.5	7.0
消防費	6,706,406	3.3	△ 2.7	6,894,748	3.2	0.6	6,856,679	3.2	△ 1.9	6,991,950	3.2	△ 0.2	7,004,983	3.1	△ 2.5
教育費	23,130,981	11.4	△ 10.4	25,819,062	11.8	6.5	24,232,831	11.5	△ 1.2	24,517,137	11.3	△ 14.8	28,760,255	12.7	8.7
災害復旧費	11,721	0.0	△ 94.1	197,713	0.1	皆増						皆減	24,771	0.0	△ 69.2
公債費	33,183,725	16.3	△ 25.3	44,414,153	20.4	23.2	36,057,831	17.1	△ 10.1	40,108,475	18.5	6.9	37,522,221	16.6	△ 1.6
諸支出金	1,635,200	0.8	△ 10.1	1,817,900	0.8	2.1	1,780,600	0.8	△ 3.0	1,835,700	0.8	△ 4.2	1,916,500	0.8	9.7
合計	203,875,708	100.0	△ 6.5	218,010,147	100.0	3.1	211,403,037	100.0	△ 2.7	217,350,436	100.0	△ 3.8	225,877,243	100.0	2.6

※平成17年度は決算見込額

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	13			14			15			16			17		
		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数
基準財政需要額	114,390,878	△0.9%	100	111,430,754	△2.6%	97	106,267,417	△4.6%	93	103,211,587	△2.9%	90	103,578,882	0.4%	91
基準財政収入額	72,161,808	1.5	100	68,885,655	△4.5	95	68,187,020	△1.0	94	68,982,422	1.2	96	70,896,003	2.8	98
標準税収入額	95,616,687	1.5	100	91,248,490	△4.6	95	90,281,797	△1.1	94	91,317,455	1.1	96	93,081,665	1.9	97
標準財政規模	137,761,029	△0.6	100	133,591,188	△3.0	97	126,267,331	△5.5	92	125,546,620	△0.6	91	125,764,544	0.2	91
財政力指数	0.622			0.622			0.630			0.643			0.665		
実質収支比率(%)	2.5			2.9			2.2			2.0			2.7		
経常収支比率(%)	85.7			85.7			85.4			87.8			87.6		
公債費比率(%)	22.2			21.6			20.0			19.6			19.0		

(注) 平成17年度は決算見込額を示す。

18 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	2,578,969千円（平18.3.31現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

19 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、25年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。



（1）建物概要

所在地	手取本町1番1号	
敷地面積	10,007.20㎡	
建築面積	5,583.54㎡	
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）	
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建	議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高 さ	高層棟 軒高62.10m	議会棟 軒高26.00m
工 期	着 工 昭和54年 3月17日	竣 工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円	
財源内訳	基金	62億5,000万円
	起債	47億3,000万円
	一般財源	2億4,000万円
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円
	設備その他工事	36億6,000万円
	委託費	5億6,000万円
	備品費	4億7,000万

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

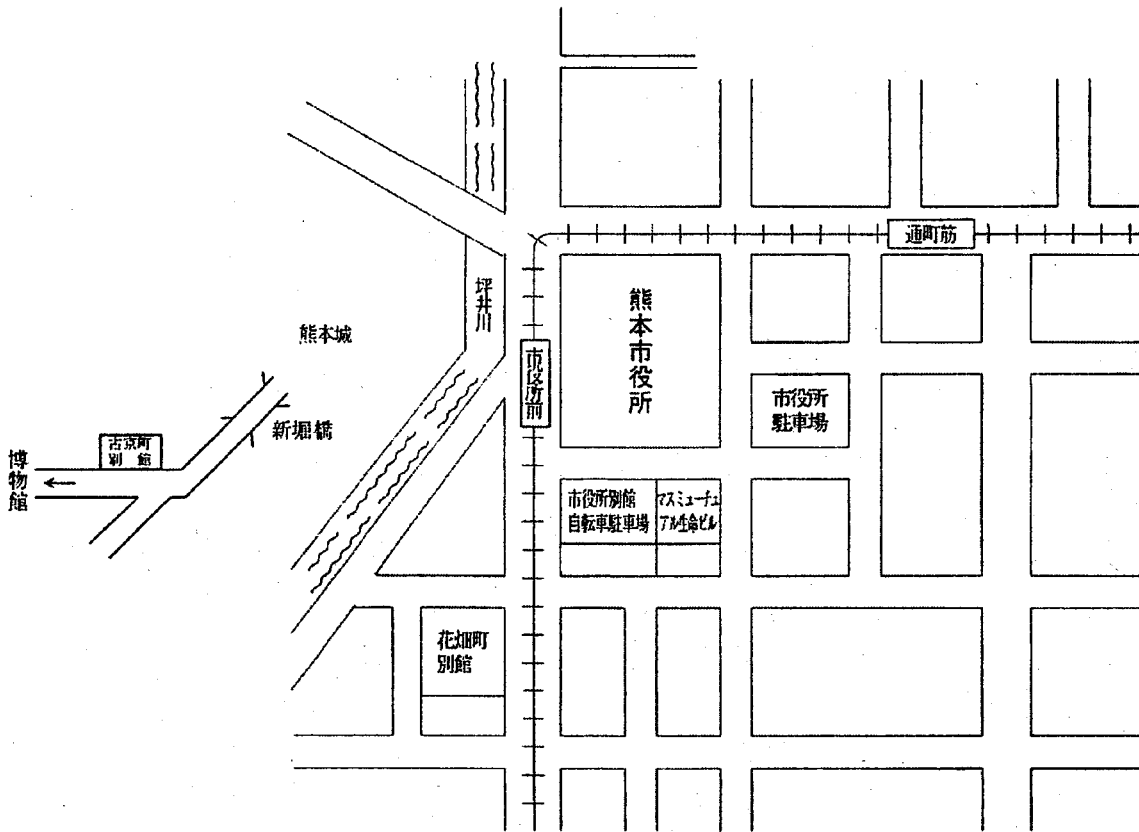
風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

庁舎位置図



花畑別館

階 4	下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課 下水道経営計画室
階 3	熊本市歴史文書資料室 選挙管理委員会事務局
階 2	市街地整備課 河川課

市役所別館

階 8	大会議室
階 7	会議室
階 6	統計課
階 5	契約検査室
階 4	自転車駐車場
階 1	

マスマニューチュアル生命ビル

階 7	教育委員室 施設課
階 6	教育長室 総務課 教育企画課
階 5	学務課 教職員課 指導課
階 4	人権教育指導室 健康教育課
階 3	文化財課 生涯学習課
階 2	社会体育課

産業文化会館

階 5	消費者センター
階 4	金融経営相談課

古京町別館

階 2	人材育成センター
階 1	熊本城総合事務所 築城400年記念事業室 市民会館舞台事業室

旧勤労婦人センター

階 2	熊本駅周辺整備事務所
-----	------------

本 庁 舎

		機械室				機械室		階 15			
		レストラン		展望ロビー		大ホール		14			
		人事委員会事務局	人事委員会室	車両管理課	広域行政推進室	情報政策室分室		13			
		監査委員室		監査事務局		農業委員会事務局					
		青少年育成課	男女共生推進課	用地第二課	用地第一課	用地調整室	文化振興課	12			
		生活安全課		国際交流課	地籍調査課	地域づくり推進課	市民生活局長室				
		公園課	開発景観課		交通計画課			11			
		建築指導課		建築審査室	都市計画課	都市整備局長室					
		道路総務課		道路管理課		外部監査入室		10			
		街路課	道路整備課		総務課文書集配	観光政策課					
		住宅建設課		住宅協会		住宅管理課		9			
		営繕計画課	営繕課	設備課	建設総務課	建設局長室					
		耕地課	生産流通課	農業経営課		農政企画課		8			
		水産振興課	商業労政課		産業政策課	経済振興局長室					
		指導監査課	浄化対策課		廃棄物指導課	廃棄物計画課		7			
		水保全課		緑保全課	環境企画課	環境保全局長室					
		人事課		職員厚生課		管財課		6			
		共済組合事務局	地域保健福祉課	総合保健福祉センター開設準備室	健康福祉政策課	健康福祉局長室					
委員会室		秘書課		市民協働課	副市長室	市長室		5			
議場		議員控室		渡り廊下		企画財政局長室		4			
						企画課					
						財政課					
				市政記者室	広報課	行政経営課	総務課(法制室)	総務局長室			
		議長室		職員組合	情報政策室	浄書室	第一職員組合	危機管理防災室			
		副議長室		電話交換室		保育課		子育て支援課			
		議員控室		議会事務局		総務課		議事課			
		議会事務局		議事課							
委員会室		保護第二課	保護第一課	介護保険課	市民税課	納税課	主税課	資産税課	収入役室		
		高齢保健福祉課		生活保護申請相談室		喫茶室	人権推進総室		会計室		
		障害保健福祉課		福祉総合相談室		国民年金課	国民健康保険課		保険料収納課	市民課	
		広聴課	市政情報プラザ	市民相談室	CDコーナー	水道料金納入所	総合案内		指定金融機関		
		CDコーナー		衛生管理室	食堂	時間外出入口	守衛室	防災センター	清掃員詰所	秘書課分室	
		運転士控室		美容室	理容室	展示コーナー	時計店	売店	郵便局	公用車集中管理室	公用車駐車場
		機械室						中央監視室		地下 2	

議会棟

行政棟

(3) 熊本市役所駐車場

所在地	下通1丁目1番8号				
開設年月	昭和55年4月				
床面積	8,054㎡				
収容台数	339台 { 2階 36台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台				
駐車料金	区 分		駐車料金		
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに出庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。				
	営業概要	台数	358,668台		
	(平成17年度)	収入	61,224,420円		



(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
工期	平成元年3月～平成4年11月
供用開始	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台 二輪車400台 自転車500台
入庫できる時間	午前7時～午前1時(翌日)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金		
基本料金	1時間以内	300円	
超過料金	1時間を超え30分までごとに	100円	
夜間料金	午後11時から翌日午前7時まで	1,000円	
全日定期駐車料金(機械式)	1月	25,000円	
全日定期駐車料金(自走式)	1月	27,000円	
平日定期駐車料金(機械式)	1月	13,000円	
平日定期駐車料金(自走式)	1月	17,000円	
回数駐車券	50円券	11枚	500円
	100円券	11枚	1,000円
	200円券	11枚	2,000円
	400円券	11枚	4,000円
	100円券	6,000枚	500,000円
	200円券	6,000枚	1,000,000円
	400円券	6,000枚	2,000,000円
	プリペイド	3,300円券	3,000円
	＃	5,500円券	5,000円

利用状況

年度	自 動 車		二 輪 車	自 転 車
	台 数	駐車場使用料収入	台 数	台 数
13	481,206	323,991,700	160,092	165,327
14	459,104	303,235,400	161,833	155,445
15	432,730	278,612,300	161,911	127,945
16	383,082	244,704,000	156,780	118,708
17	369,585	229,495,200	153,028	107,532

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名 称 財団法人 熊本市駐車場公社

設 立 年 月 日 平成5年1月18日

目 的 熊本市における道路交通の円滑化及び都市機能の確保を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与する

事 業 熊本市から委託された路外駐車場の管理
 路外駐車場の設置及び管理
 熊本市の駐車場施策に協力する事業
 熊本市から委託された通路の管理
 その他公社の目的を達成するために必要な事業

基 本 財 産 50,000千円(市出損金)

20 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限	
市 民 税	個人	均等割	3,000円	
		所得割	課税所得金額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	
	法人	均等割	(1) 資本金等の額（相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額又は出資金の額を有しないものおよび法人税法に規定する公共法人等を除く。）(2)から(9)までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内、ただし、 税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・人格のない社団等で収益事業を行わないもの。公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
			(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円	
			(3) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円	
			(4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円	
			(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円	
			(6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円	
			(7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円	
			(8) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円	
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 60,000円				
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$		
県 民 税	個人	均等割	1,500円	
		所得割	課税所得金額 700万円以下 2% 700万円超 3%	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1期 5/1 ~ 5/31 2期 7/1 ~ 7/31 3期 9/1 ~ 9/30 4期 12/1 ~ 12/31	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	



税 目	税 率	納 期 限	
軽自動車税	1 原動機付自転車	5/1~5/31	
	ア 総排気量が50cc以下		1,000円
	イ 90cc以下		1,200円
	ウ 125cc以下		1,600円
	エ ミニカー		2,500円
	2 軽自動車		
	ア 二輪のもの(側車付を含む)		2,400円
	イ 三輪のもの		3,100円
	ウ 四輪以上のもの		
	乗用のもの		{ 営業用 5,500円 自家用 7,200円
	貨物用のもの		{ 営業用 3,000円 自家用 4,000円
	エ 雪上車		2,400円
	3 小型特殊自動車		
	ア 農耕作業用のもの		1,600円
イ その他のもの	4,700円		
4 二輪の小型自動車			
総排気量が250cc超	4,000円		
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき3,298円 (平成18年7月1日より) (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,564円)	毎月末日	
事業所税	(7) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (4) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日	
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで	

(2) 納税義務者の推移

税 目		年 度					
		13	14	15	16	17	
市 民 税	普 通 徴 収	均等割のみ	16,606	16,939	18,037	18,373	16,210
		所得割のみ	22,836	19,717	19,061	20,404	1,231
		完全納税者	85,707	80,752	79,190	80,148	104,525
		計	125,149	117,408	116,288	118,925	121,966
	特 別 徴 収	均等割のみ	3,697	4,058	4,625	4,851	4,364
		所得割のみ	22,842	19,260	19,106	19,039	-
		完全納税者	136,676	134,495	133,283	132,337	153,319
		計	163,215	157,813	157,014	156,227	157,683
	小 計		288,364	275,221	273,302	275,152	279,649
	法人調定件数		27,637	27,668	27,828	27,958	28,223
固 定 資産税	土地及び家屋	185,498	185,857	187,462	189,091	190,644	
	償却資産	(4,099)	(4,091)	(4,305)	(4,527)	(4,498)	
	小 計	185,498	185,857	187,462	189,091	190,644	
軽自動車税		174,883	174,883	182,390	187,200	193,312	
合 計		676,382	676,382	670,982	679,401	691,828	
対 前 年 度	増加数	6,887	△9,650	4,250	8,419	12,427	
	伸率(%)	101	99	101	101	102	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税 目		16			17			
		調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)	
市民税	個人分	普通徴収	7,983,578	7,360,049	92.2	8,276,333	7,622,415	92.1
		特別徴収	17,289,545	17,238,041	99.7	18,207,420	18,155,008	99.7
		計	25,273,123	24,598,090	97.3	26,483,753	25,777,423	97.3
	法人分	9,456,365	9,394,572	99.3	9,693,883	9,607,874	99.1	
	小計	34,729,488	33,992,662	97.9	36,177,636	35,385,297	97.8	
固定資産税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	35,433,440	34,311,308	96.8	36,140,871	35,047,907	97.0
	交付金		473,623	473,623	100.0	457,863	457,863	100.0
	小計		35,907,063	34,784,931	96.9	36,598,734	35,505,770	97.0
軽自動車税		762,184	727,475	95.4	802,518	765,506	95.4	
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	
入湯税		19,324	18,190	94.1	17,744	16,344	92.1	
事業所税		1,775,330	1,751,196	98.6	1,850,560	1,821,680	98.4	
都市計画税		5,061,094	4,900,719	96.8	5,115,390	4,960,663	97.0	
市たばこ税		4,506,193	4,506,193	100.0	4,392,809	4,392,809	100.0	
合計		82,760,676	80,681,366	97.5	84,955,391	82,848,069	97.5	
滞納繰越分		8,127,620	1,538,160	18.9	8,113,721	1,658,370	20.4	
総計		90,888,296	82,219,526	90.5	93,069,112	84,506,439	90.8	



(4) 徴収対策の強化推進

① 徴収体制の強化

ア 休日・夜間徴収の実施(税務部各課応援体制による)

休日8回、夜間13回

イ 休日・夜間納税相談窓口の開設

5月(夜間2回・休日2回)、7月(夜間2回・休日2回)、12月(夜間4回・休日2回)、
延べ14日間

② 長期出張徴収の拡大(関東地区に加え福岡、関西地区においても実施)

福岡地区 平成17年 8月21日～ 9月3日、職員2人派遣

関西地区 平成17年 9月25日～ 30日、職員4人派遣

関東地区 平成17年10月23日～11月5日、職員2人派遣

③ 市役所入札登録申請業者等に係る市税完納確認の実施

④ 納税PRの強化

ア 租税教育の推進 学校・公民館等での啓発

イ 各種広報媒体の活用

21 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平18.6.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
	101	熊本市役所	878	1,081	1,959
	102	慶徳小学校	925	1,223	2,148
	103	五福地域開発センター	1,077	1,483	2,560
	104	一新小学校	2,155	2,801	4,956
	105	一新幼稚園	836	1,166	2,002
	106	上熊本老人憩いの家	753	951	1,704
	107	池田地域コミュニティセンター	1,720	1,836	3,556
	108	池田小学校	1,584	1,715	3,299
	109	京町台保育園	941	1,168	2,109
	110	京陵中学校	1,331	1,642	2,973
	111	壺川小学校	1,820	2,337	4,157
	112	藤園中学校	1,018	1,435	2,453
	113	碩台小学校	1,292	1,699	2,991
	114	必由館高校	1,760	2,160	3,920
	115	黒髪小学校	1,284	1,451	2,735
	116	桜山中学校	2,477	2,402	4,879
	117	清水水小学校	2,425	2,942	5,367
	118	亀井公民館	1,426	1,722	3,148
	119	高平台小学校	3,573	4,178	7,751
	120	化学及血清療法研究所	1,796	2,017	3,813
	121	八景水谷公民館	1,477	1,726	3,203
	122	城北小学校	3,013	2,203	5,216
	123	清水北老人憩いの家	1,244	1,447	2,691
	124	麻生田小学校	3,029	3,699	6,728
	125	楡木小学校	2,424	2,913	5,337
	126	楠小学校	2,569	2,910	5,479
	127	武蔵小学校	2,381	2,710	5,091
	128	弓削小学校	1,910	2,117	4,027
	129	龍田小学校	3,579	3,892	7,471
	130	宝積寺公民館	2,166	2,412	4,578
1	131	白川小学校	1,628	2,014	3,642
	132	鎮西学園	1,152	1,442	2,594
	133	九州学院	1,441	1,957	3,398
	134	大江小学校	1,496	1,703	3,199
	135	渡鹿団地集会所鹿乃家	1,820	1,956	3,776
	136	託麻原小学校	3,355	3,700	7,055
	137	白山保育園	974	1,250	2,224
	138	白山小学校	2,481	2,957	5,438
	139	出水小学校	2,080	2,697	4,777
	140	出水校区戸井の外集会所	1,636	2,062	3,698
	141	東水前寺公民館	2,246	2,819	5,065
	142	熊本県庁	757	856	1,613
	143	砂取小学校	2,498	3,308	5,806
	144	出水中学校	2,996	3,417	6,413
	145	出水南中学校	1,584	1,919	3,503
	146	江津湖団地第2集会所	1,634	2,151	3,785
	147	画図地域コミュニティセンター	2,565	2,947	5,512
	148	湖東中学校	1,832	2,231	4,063
	149	泉ヶ丘小学校	1,408	1,714	3,122
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,253	1,636	2,889
	151	若葉小学校	2,022	2,448	4,470
	152	東野中学校	2,740	3,129	5,869
	153	秋津第2公民館	2,011	2,301	4,312
	154	桜木小学校	4,225	4,758	8,983
	155	東町小学校	2,376	2,469	4,845
	156	健軍東小学校	2,562	3,025	5,587
	157	健軍小学校	2,688	3,136	5,824
	158	尾ノ上小学校	4,015	4,539	8,554
	159	京塚公民館	1,004	1,267	2,271
	160	帯山中学校	1,937	2,394	4,331
	161	帯山小学校	3,055	3,554	6,609

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,157	2,479	4,636
	163	月出小學校	2,968	3,228	6,196
	164	山ノ内小學校	4,170	4,725	8,895
	165	長瀬小學校	4,048	4,537	8,585
	166	さくら幼稚園	2,373	2,662	5,035
	167	託麻南小學校	2,955	3,281	6,236
	168	託麻東小學校	4,637	4,958	9,595
	169	託麻北小學校	2,991	3,243	6,234
	170	託麻市民センター	2,249	2,311	4,560
	171	託麻西小學校	3,319	3,649	6,968
	172	下南部公民館	1,209	1,245	2,454
	173	西原公民館	1,094	1,329	2,423
	174	西原小學校	3,933	4,217	8,150
	175	西里地域コミュニティセンター	1,105	1,253	2,358
	176	五丁保育園	1,435	1,613	3,048
	177	明德体育館	1,028	1,155	2,183
	178	北部総合支所	2,809	3,235	6,044
	179	北部東小學校	3,371	3,814	7,185
		小計	168,185	194,128	362,313
2	201	花園小學校	3,105	3,607	6,712
	202	花園(牧崎)公民館	1,676	2,092	3,768
	203	岳林寺	1,674	2,109	3,783
	204	城西小學校	3,015	3,722	6,737
	205	横手保育園	471	594	1,065
	206	春日小學校	1,884	2,143	4,027
	207	春日保育園	669	867	1,536
	208	向山小學校	2,469	2,874	5,343
	209	世安公民館	1,462	1,766	3,228
	210	本荘小學校	1,263	1,660	2,923
	211	春竹小學校	3,012	3,786	6,798
	212	専業内高等職業訓練校(建設技術専門学院)	1,993	2,385	4,378
	213	託麻中學校	4,533	5,081	9,614
	214	田迎南小學校	2,368	2,612	4,980
	215	御幸小學校	3,594	4,179	7,773
	216	川尻小學校	1,726	2,020	3,746
	217	城南中學校	2,391	2,825	5,216
	218	城南小學校	940	1,162	2,102
	219	森下保育園	1,556	1,798	3,354
	220	日吉小學校	1,661	2,022	3,683
	221	日吉東小學校	2,264	2,569	4,833
	222	力合小學校	3,589	4,181	7,770
	223	薄場団地集会所	1,269	1,522	2,791
	224	古町小學校	1,255	1,544	2,799
	225	花陵中學校	2,024	2,683	4,707
	226	白坪小學校	2,412	2,729	5,141
	227	城山小學校	3,521	4,240	7,761
	228	池上小學校	2,313	2,888	5,201
	229	高橋小學校	835	966	1,801
	230	中島地域コミュニティセンター	745	907	1,652
	231	二番公民館	787	899	1,686
	232	小島小學校	1,064	1,240	2,304
	233	有明保育園	284	295	579
234	松尾東小學校	332	344	676	
235	松尾西小學校	509	576	1,085	
236	松尾北地域コミュニティセンター	100	99	199	
237	河内小學校	1,144	1,323	2,467	
238	みかんの里振興センター	787	884	1,671	
239	椎亀公民館	386	464	850	
240	芳野小學校	523	555	1,078	
241	鮎田東小學校	2,433	2,835	5,268	
242	鮎田南小學校	856	991	1,847	
243	鮎田西小學校	1,027	1,220	2,247	
244	中緑小學校	452	534	986	
245	銭塘小學校	939	1,073	2,012	
246	奥古閑小學校	1,463	1,653	3,116	
247	川口小學校	952	1,050	2,002	
	小計	75,727	89,568	165,295	
	合計	243,912	283,696	527,608	



(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日	昭62.4.26	平3.4.21	平7.4.23	平11.4.25	平15.4.27
有権者総数	384,110	440,958	467,890	489,743	507,341
投票者数	255,361	282,185	270,623	278,909	270,780
投票率(%)	66.48	63.99	57.84	56.95	53.37
立候補者数	68	74	67	68	63
定数	52	56	52	52	52
最高得票数	8,645	7,811	7,701	7,844	8,063
当選者最低得票数	3,195	3,194	3,641	3,679	3,076
立候補者最高年齢	73	77	81	85	89
最低年齢	29	26	27	29	25

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別(実施日)	開票区	第1	第2	全体
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平16.7.11)	54.90	54.19	54.67
熊本県知事選挙	(平16.4.4)	28.41	26.81	27.91
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区	(平17.9.11)	66.44		66.44
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区	(平17.9.11)		64.45	64.45
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平13.7.29)	56.43	54.81	55.92
熊本市長選挙	(平14.11.10)	48.56	50.15	49.06
県議会議員一般選挙(熊本市選挙区)	(平15.4.13)	52.43	57.72	54.11
市議会議員一般選挙	(平15.4.27)	51.25	57.93	53.37

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自	民	社	民	公	明	共	産	新	社	民	主	保	守	諸	派	無	所	計	
		民	社	公	明	共	産	新	社	民	主	保	守	諸	派	無	所	計			
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数2 (平16.7.11)	総得票数	116,731						19,628				137,662								274,021	
	最高 "	116,731						19,628				137,662									
	最低 "	116,731						19,628				137,662									
	得票率 (%)	42.60						7.16				50.24								100	
	候補者数	1						1				1								3	
熊本県知事選挙 (平16.4.4)	総得票数																	140,822		140,822	
	最高 "																	122,090			
	最低 "																	18,732			
	得票率 (%)																	100		100	
	候補者数																	2		2	
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	110,072						12,110				112,500								234,682	
	最高 "	110,072						12,110				112,500									
	最低 "	110,072						12,110				112,500									
	得票率 (%)	46.90						5.16				47.94								100	
	候補者数	1						1				1								3	
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	56,044						4,371				43,271								103,686	
	最高 "	56,044						4,371				43,271									
	最低 "	56,044						4,371				43,271									
	得票率 (%)	54.05						4.22				41.73								100	
	候補者数	1						1				1								3	
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平13.7.29)	総得票数	135,665						17,349		4,277	105,933					8,096				271,320	
	最高 "	135,665						17,349		4,277	105,933					8,096					
	最低 "	135,665						17,349		4,277	105,933					8,096					
	得票率 (%)	50.00						6.39		1.58	39.04					2.98				100	
	候補者数	1						1		1	1					1				5	
熊本市長選挙 (平14.11.10)	総得票数																	248,880		248,880	
	最高 "																	132,652			
	最低 "																	116,228			
	得票率 (%)																	100.00		100	
	候補者数																	2		2	
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数18 (平15.4.13)	総得票数	97,104			41,504		13,631				15,079				4,136	100,991				272,445	
	最高 "	16,378			14,401		13,631				15,079				4,136	21,494					
	最低 "	10,431			13,225		13,631				15,079				4,136	5,507					
	得票率 (%)	35.64			15.23		5.00				5.53				1.52	37.07				100	
	候補者数	7			3		1				1				1	8				21	
市議会議員選挙 定数52 (平15.4.27)	総得票数	75,156	4,713		33,072		11,548				15,097				14,397	113,567				267,550	
	最高 "	8,063	4,713		5,121		4,121				5,969				3,955	7,420					
	最低 "	2,825	4,713		4,369		3,603				4,035				1,647	137					
	得票率 (%)	28.09	1.76		12.36		4.32				5.64				5.38	42.45					100
	候補者数	15	1		7		3				3				5	29					63

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

平成15年県議会議員選挙における「諸派」は「自由党」

平成15年市議会議員選挙における「諸派」は「プロジェクト：くまもと再生」

2.2 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃、並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成17年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	倍率(倍) A/B	
上 級 職	事 務 職	736	525	44	37	22	23.9	
	心理相談員	2	2	2	2	1	2.0	
	技 術 職	土 木	167	113	27	27	13	8.7
		建 築	42	32	8	8	3	10.7
		電 気	24	18	5	5	2	9.0
		化 学	29	15	5	5	2	7.5
	文化財専門職	55	48	4	4	1	48.0	
免許資格職 (上級職)	獣 医 師	2	2	2	2	2	1.0	
	栄 養 士	71	51	4	4	1	51.0	
	保 健 師	100	82	11	11	5	16.4	
初 級 職	事 務 職	252	195	16	16	8	24.4	
	技 術 職	土木	45	37	10	9	5	7.4
免許資格職 (中級職)	保 育 士	115	97	9	9	3	32.3	
	看 護 師	136	123	54	40	26	4.7	
	言語聴覚士	4	3	3	3	1	3.0	
業 務 職	業 務 職	117	97	5	5	2	48.5	
消 防 職	上級消防職	214	168	12	12	6	28.0	
	初級消防職	281	240	18	17	9	26.7	
	初級消防職 (救急救命士)	40	35	8	7	4	8.8	
計		2,432	1,883	247	223	116	16.2	

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成17年職種別民間給与実態調査をもとに、平成17年10月14日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成17年4月現在）

区 分	職員数(人)	平均給与(円)	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	5,381	358,255	42歳3月	21年3月
一般行政職	2,414	362,256	42歳9月	21年2月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の183事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

（単位 円）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
386,124	386,307	183(△0.05%)

エ 勧告の内容

一般職職員給料表については、市内民間事業所の従業員との給与の較差が極めて小さく、給料表の改定は困難であることから、改定を見送ることが適当である。ただし、教育職給料表については、熊本県の改定状況を考慮して措置し、医療職員給料表については、人事院勧告を考慮して改定すること。扶養手当については、民間の支給状況及び人事院勧告を考慮して、配偶者に係る手当額を500円引下げる必要がある。医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮して、必要な改定を行うこと。特別給（期末・勤勉手当）については、市内民間事業所の特別給の支給状況及び人事院勧告の趣旨を考慮して、現行の年間支給月数4.4月分については、勤勉手当を0.05月分引上げ、4.45月分とすることが適当である。なお、平成17年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成18年3月に支給する期末手当の額において、所要の調整措置を講ずること。

給与構造の見直しについては、人事院勧告に準じて18年度から次のとおり行うこと。

・給料表構造の見直し

人事院が改定した方法に準じて給料表水準を引下げ

職務の級における最高の号給を増設

在職実態が極めて少ない初号等の号給を削除

現行の号給を4分割

・枠外昇給制度の廃止

・平成18年4月1日から実施

・新旧給料月額差額の支給（現給保障）

総務

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

勤務条件に関する措置要求事案はなく係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立

不服申立てが1件提出された。

ウ 職員からの苦情処理

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けることとなった。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数は14人であり、件数は14件であった。相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	休暇	執務環境	厚生福利	服務	転任	任用	いじめ・嫌がらせ	計
件数	1	1	2	4	1	2	3	14